

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1995 August

8



CONTENTS

第一部 巻頭特集

韓国の電気通信のあゆみ 3

第二部 各国のテレコム情報 15

AMERICAS

《米国》

FCC、通信衛星における国際と国内の区分撤廃を提案 16
 別個衛星システムと国内衛星(DOMSAT)にそれぞれ課していた規制を一本化するFCCの提案。将来の衛星産業の国際競争を見据えての政策転換か。
 最高裁、CATV / 電話会社相互所有禁止規定の合法性の審理を開始 19
 FCCはVDT規則の第3次決定を発出し、控訴裁判決の取消しと審理差し戻しを要求。地域電話会社は違憲性の明確化を要請、自由なサービス提供を目指す。
 アメリテック、コロロイト近郊でCATVフランチャイズを獲得 22
 VDTによる映像サービスへのアプローチを取り止め、VDTへのコミットメント低下傾向を象徴。他RHCsの追従が見られるか注目される。
 スプリント、セルラー部門をスピニングアウトへ 23
 最も高い成長を見せるセルラー部門を分離し、PCSに賭ける。短期的な株価への影響、FT、DTの出資額の低下は必至。
 FCC、番号不足のため800番サービスの新規番号付与を制限 24
 需要が計画を大幅に上回る伸びを示し、早ければ来月にも在庫切れとなる恐れがあるため、番号付与に制限を設け、888番号導入計画の前倒しを検討開始。

《カナダ》

CRTC、パロットを実施しないと決定 25
 既に競争事業者に対する顧客の認知度は高く、パロットが一定の成果をあげたオーストラリアとは状況が異なるとしてユニテルの請願を却下。
 衛星放送サービスに関する紛糾、終結へ 25
 全ての事業者にライセンス取得を義務づけ。CRTCは11月1日までに付与手続きを終了させる。ExpressVuにはそれまで暫定的にライセンス免除による提供を認める。

ASIA

《韓国》

デジタル・セルラーを巡る2社の争い 27
 CDMA方式を採用したデジタル・セルラー電話サービスに関し、KMTIは1996年1月に導入を計画。後発の世紀移動通信は遅れる見込み。

《中国》

シンガポール・テレコム、中国聯合通信と提携 28
 両社の合併により、上海で50万回線の市内網、蘇州でGSM網と10万回線の市内網を構築することで検討中。但しネットワークの運用は聯合通信が行う。

《香港》

CAS 免許、入札締め切り 29
 4件の次世代移動体電話サービス免許の取得を目指し、セルラー電話サービスなどを提供中の6社が応札。なお、ウォーフ・グループは応札を見送った。

《シンガポール》

シンガポール・ケーブルビジョン、CATVサービス開始 29
 約1,000世帯を対象に6月23日からシンガポール初のCATVサービスを開始した。本年9月末までに5万世帯、98年末までに全国でのサービス提供を目指す。

《フィリピン》

フィリピンの衛星プロジェクトを巡る動向 31
 PLDT主導のMAPハイ計画と政府主導のアジフ計画は、いずれも96年12月の打ち上げを目指し機体と打ち上げロケットを契約。両計画とも実現の方向か。

《インドネシア》

200万回線敷設計画の入札結果 32
 5区域の落札コンソーシアムが決定。インドサット/テルストラ/NTTを中核とするMGTIは、人口3,300万人の大きな潜在市場を擁する中部ジャワ区域を落札。

《インド》

市内電話サービスの新規免許に16グループが応札 33
 インド21地区での事業者選定に関する入札が締め切られる。6~8週間後にも落札グループが決定。

OCEANIA

《オーストラリア》

シンガポール・テレコム、最大手の再販事業者に出資へ 35
 AAPテレコミュニケーションズに24.5%、約33億円の出資を行なうことで合意。97年の通信完全自由化を控え、再販業界全体の再編に発展する可能性も。

EUROPE

《欧州全般》

DTとFT、スプリントと契約締結 36
 株式の売却金額は、株価に応じて算定。共同の意思決定機関と、バックボーンネットワーク部門も包括するサービス提供会社を設立する。
 テレフォニカ、ユニソースに正式参加 38
 1994年の業績も好調、ユニワールドを通じたAT&Tとの関係が注目される。

《欧州委員会》

移動体通信の自由化指令案を採択 38
 1996年からの一斉自由化に向けて、新規事業者に対する自営網構築や代替インフラとの接続を認める指令案を採択。
 1996年から代替インフラを自由化 39
 1998年からの完全自由化ならびに1996年からの代替インフラ自由化を規定する委員会指令案と相互接続ONP指令案を発表。自由化実現に向けて法的手続きの整備に着手。代替インフラの自由化でアトラス承認に弾みがつく?

《英国》

CATV事業者、国際通信にも進出 40
 ロンドンのCATV事業者6社が共同で国際通信市場への参入を計画。
 オフテル、番号計画に関する諮問文書を発表 41
 ユーザーの負担をできるだけ少なくするというオフテル案に対して、BT・マーキュリー等事業者は連合して反対を表明。

《ドイツ》

C&WとVebaの資本提携、正式締結 41
 VebacomとC&W Europeの傘下に事業を集約。C&Wはマンネスマンモバイルフック株式を売却へ。
 98年以前の移動体通信事業者による自営伝送路構築、見送りへ 42
 新電気通信法案を審議していた政府郵便電気通信諮問委員会による決定。その他の事項は概ね原案通り承認。

《フランス》

フランステレコムの民営化、再度延期に 43
 本年9月に報告書を提出、株式会社化は早くとも97年に。ルーレ総裁の進退問題も。

《オランダ》

第二通信事業者をめぐる動向 44
 オランダ国鉄がEnerTel / テレコム2から撤退、独自路線を目指す。政府は免許付与方針の再検討を迫られることに。

《イタリア》

テレコムイタリア、移動体通信部門を分離 45
 子会社Telecom Italia Mobileを7月17日にミラノに上場、好調な滑り出しを見せる。STET株式売却への好材料。

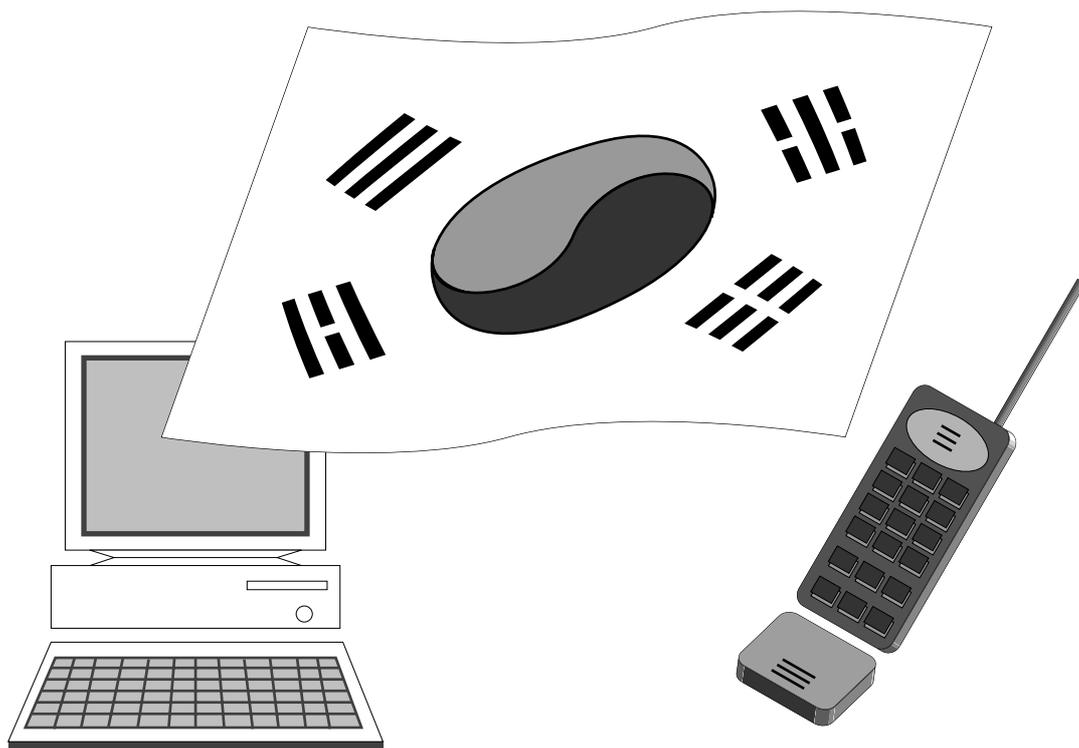
《チェコ共和国》

オランダPTT-スイスPTT連合、SPTプラハ株式を取得 45
 欧州電気通信業界最高値の14億5,000万ドルでSPTプラハの株式27%を取得。技術的支援を行うAT&Tも、間接的ながら進出を果たす。

《ポルトガル》

ポルトガルテレコム、株式売却とその後 47
 特に外国投資家の買いが強く、政府は180万株の追加放出を決定。

「韓国電気通信のあゆみ」



はじめに

韓国では、1962年以来数次にわたる経済5カ年計画を実施し、産業構造の高度化と高度成長を実現してきた。1982年の第5次経済開発5カ年計画からは電気通信部門への投資順位が引き上げられた。さらに1980年以降は電気通信が情報化社会の早期実現のための基礎であり、他の産業が発展するために欠くことができないインフラ整備であるという認識が政治的にも受け入れられた。そのため、政府の後押しにより、韓国の電気通信はめざましい発展を遂げることとなったのである。近年になっては、民間企業の電気通信への投資も加わり、その発展には一層拍車がかかってきた。

そこで、高い成長を続けてきた韓国の電気通信の発展の歴史、及びサービスの現状、未来をレポートする。

KDD総研国際調査部
研究主査 高橋 正子

『韓国の電気通信 のあゆみ』

1 電気通信の変遷

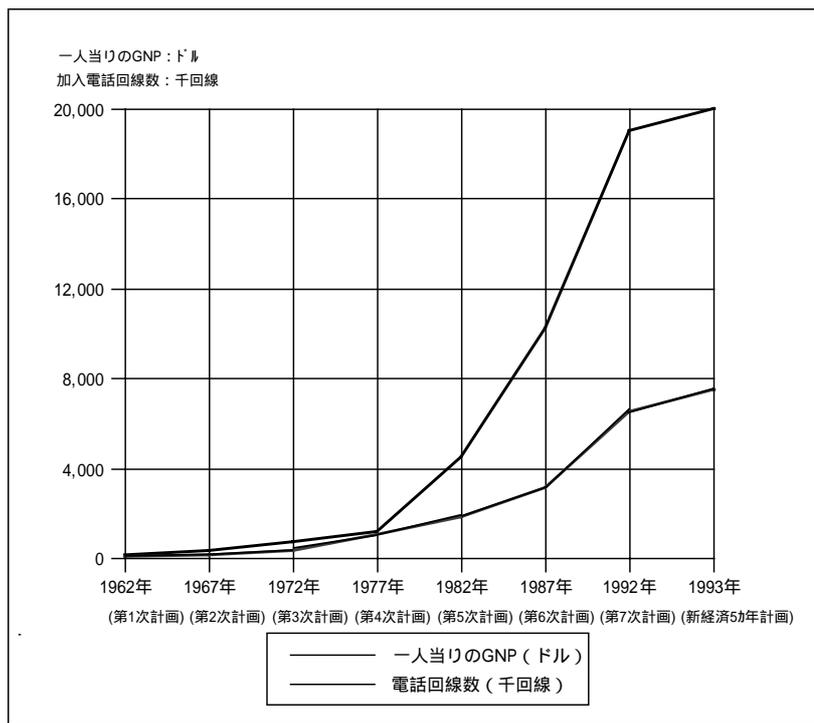
韓国の通信の幕開けから大韓民国通信部の発足まで

1885年10月にソウル-仁川間に電報サービスが開始されたのを皮切りとして、本格的な電気通信の歴史は幕を開けた。1890年頃まではもっぱら電報が唯一の通信サービスであった。すでにこのころ通信省や電報局などの組織、電報法などの法制度が整備されていた。1902年には、ソウル-仁川間に電話サービスが始まり、電報と電話の時代へと進んでいった。1948年8月に大韓民国通信部が発足し、韓国の電気通信を主管することとなったのである。

経済開発計画と電気通信の近代化

1962年6月の第1次経済開発5カ年計画の開始とともに、韓国経済は脅威的發展をとげ、1970年代には「漢江の奇跡」と呼ばれる年間輸出100億米ドルを達成した。しかし、この発展過程において、鉱工業生産や農業開発に重点が置かれた結果、慢性的な電話積滞に陥り、通信近代化が新たな国家的課題として浮上してきた。

グラフ1 韓国の経済開発5カ年計画開始時の
一人当りGNPと加入電話回線数の推移



KDD 総研作成

電気通信部門への重点投資

1982年からはじまった第5次経済開発5カ年計画(1982~1986年)では、期間中の投資額の7.5%が通信部門に割り当てられ、電気通信部門に対する投資順位が引き上げられた。この計画において、加入者電話の積滞解消、通話品質の向上、全国即時通話化、非電話サービスの普及、国際通信の拡充、データ通信・セルラー電話などの新規サービスの導入などの方針を打ち出した。この5カ年で年平均100万回線以上の加入電話回線を大量供給、1987年には遂に1,000万回線を突破した。1983年から1987年までのGNPの成長率は10%であったが、電気通信分野は年率19.3%の成長をとげた。

(グラフ1参照)

情報通信を主力産業に

1990年代に入ると、1993年に誕生した金泳三大統領政権のもと、「新経済5カ年計画」

がスタートした。同計画では、市場開放、インフラストラクチャーの拡充、産業構造調整による潜在成長力の強化などが目標として掲げられている。この計画の中で情報産業育成政策をとりまとめている通信部は、情報産業を高度成長が見込まれる主力産業と位置付け、2000年にはGNPの20%以上を占めると予測している。また情報通信産業の国際競争力の強化にも取り組んでいる。



2 電気通信事業者と競争導入の歴史

官営から公社化へ

1980年代初頭まで韓国の電気通信は、政府による直接運営の形態をとっていた。しかし、第5次経済開発5カ年計画における通信網の整備、サービスの拡充といった通信分野の目標を達成するためには、資金調達、予算運用、人材確保の点で柔軟性のある公社組織への移行が決まり、1981年12月10日に制定された「韓国電気通信公社法」に基づき、通信部から独立した「韓国電気通信公社」(Korea Telecommunications Authority：以下「KTA」)が設立された。KTAは1982年1月から業務を開始した。これにより電気通信政策の制定・管理を行なう規制機関と実際に電気通信の運営を行なう機関との分離が実現した。その後、1991年1月1日に、KTAは公社から株式会社となり、社名がKTAから韓国通信(Korea Telecom：以下「KT」)に改められた。

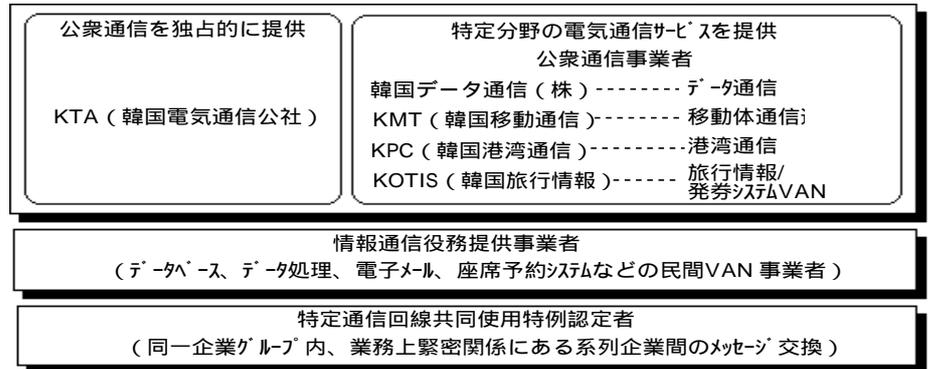
データ通信専門会社「株式会社DACOM」の設立

政府はKTAの設立に次いで、データ通信サービスの発展を期して、1982年3月27日に、KTAと民間との共同出資によって、同サービスを専門的に提供する公衆通信事業者である「韓国データ通信株式会社」(以下「韓国データ通信」)を設立した。データ通信サービスは韓国データ通信が、それ以外はKTAが提供するという切り分けが成立し、サービス領域別独占体制という1980年代の韓国における電気通信の運営体制がスタートすることとなった。1991年11月に韓国データ通信株式会社は社名を現在の「株式会社DACOM」(DACOM Corporation：以下「DACOM」)に変更した。

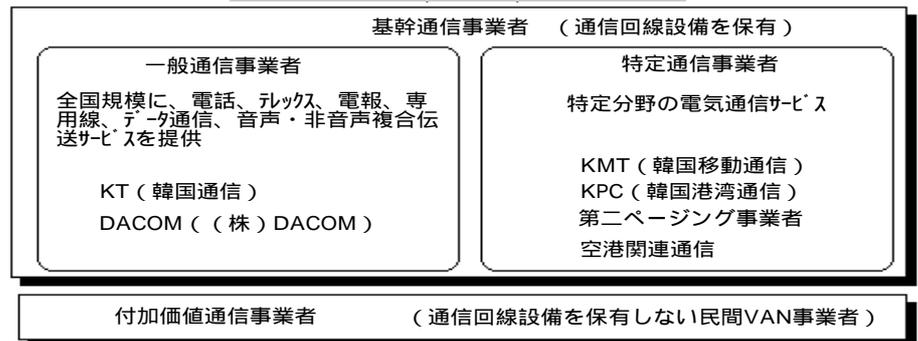
移動体通信会社等の設立

1984年に電気通信基本法に基づき、移動体通信を独占的に提供する通信事業者として「韓国移動通信株式会社」(Korea Mobile Telecommunication Co.：以下「KMT」)がKTAの100%出資によって発足。1985年には港湾地域における有線・無線通信サービスを提供する事業者として「韓国港湾通信株式会社」(Korea Port Telephone Corp.：以下「KPC」)が設立され、さらに1987年に「韓国旅行情報株式会

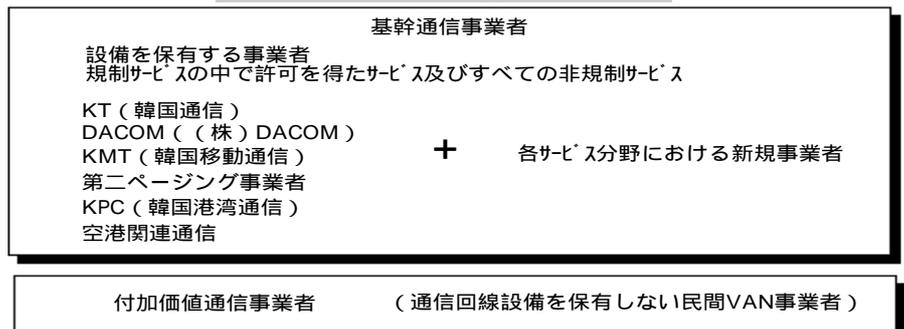
図1 韓国電気通信市場構造の変遷
< 1980年代～1990年代初め >



< 1991年～1994年 >



< 1995年以降 >



『韓国の電気通信 のあゆみ』

社」(Koera Travel Information Service Corp : 以下「KOTIS」)が韓国データ通信と大韓航空との合併事業により設立された。KOTISは翌年に旅行情報分野に特化した公衆電気通信事業者としての指定を受けた。その他、データベース、データ処理サービスを扱う事業者として「情報通信役務提供事業者」、同一企業グループ内、業務上緊密関係にある系列企業間のメッセージ交換が認められた「特定通信回線(データ伝送用専用回線)共同使用特例認定者」の категорияが設けられ、データ通信分野において限定的な自由化・競争導入が行われた。(図1参照)

初期の競争導入政策(1980年代後半)

1980年代後半になると多様で高度な電気通信サービスに対するニーズが高まり、世界的に電気通信市場の自由化が進む中で、政府は電気通信市場への競争導入を決めた。当時の通信部の競争導入政策は表1のとおり。

表1 1980年代後半における韓国の競争導入政策

サービス分野	政策
市内電話サービス	KTAの独占を継続
市外電話サービス	当面KTAの独占とするが、将来的に競争の導入を検討
国際電話サービス	限定的な競争を導入
移動体通信サービス	限定的な競争を導入
付加価値通信サービス	完全競争

KDD 総研作成

1991年8月に、表1の政策に基づいて改正電気通信基本法および公衆電気通信事業法を公布、同年12月に施行した。この結果従来の「情報通信役務提供事業者」と「特定通信回線共同使用特例認定者」の分類を廃止、通信回線設備を所有する「基幹通信事業者」と自らの回線設備を持たないが基幹通信事業者の中の一般通信事業者から賃貸した通信回線を利用して通信サービスを提供する「付加価値通信事業者」に二分する分類法を採用した。

「基幹通信事業者」については電話及び電報などの基本通信サービスを提供する「一般通信事業者(KT、DACOM)」と、無線電話、ページング、無線公衆電話、TRS(業務用無線通信)など技術的にも地理的にも制限のある通信サービスを提供する「特定通信事業者(KMT、KPC、第二ページング事業者)」にさらに二分された。(図1参照)

KTとDACOMの競争の開始

1991年に一般通信事業者であるKTとDACOMの競争が開始された。まずDACOMの国際電話サービス市場への参入が認められた。その後、付加価値通信サービスが完全自由化されたのを契機にKTがパケット交換サービスを開始した。(表2参照)

表2 KTとDACOMの競争の開始

サービス分野	KT	DACOM
国際電話サービス	1991年まで独占	1991年に新規参入
パケット交換サービス	1992年に新規参入	1992年まで独占



市外電話への競争導入

新法制定から3年目の1993年末に、将来の基本通信市場の開放や国際化に備えた一層の国際競争力の強化を行なうために、通信部は「通信事業発展計画基本方針案」を明らかにし、半年をかけて事業構造の改編を検討してきた。その結果、既存の事業領域の枠組みを超えてサービス提供を可能とする方針を打ち出し、1994年6月30日に同部は通信事業構造改編方針^(注1)を最終確定、1994年末までにこれを施行するための法律改正作業を行なった。

この改編により、一般通信事業者と特定通信事業者に二分化されている基幹通信事業者を一元化、さらに市外電話サービス分野への競争導入などが検討された。

特に市外電話サービス分野の競争導入は1996年1月を目標とし、1995年2月には市外電話サービスの第二事業者として、DACOMが正式に選定された。

なお、韓国のセルラー電話サービスは今のところKMT1社の独占提供となっているが、市外電話サービスと同様に1996年4月を目標としてセルラー電話サービスにも競争が導入される。すでに第二セルラー電話事業者の選定は終了している。(移動体通信サービスの項参照)

通信部から情報通信部に拡大発展

1994年12月23日の政府の組織改編により、通信部と商工資源部、科学技術処、公報処のそれぞれの関連機能が統合され、通信部は新たに「情報通信部」として再スタートした。今まで各部署に分散されていた情報通信政策が同部において本格化されることとなり、超高速情報通信網の基盤整備、マルチメディア産業の育成などの社会の情報化推進に一層力を入れて活動していくこととなった。

表3 「通信事業競争力強化のための基本政策方針」の中の事業分野別競争計画

サービス	新規事業者の参入時期	新規許可事業者数	備考
国際電話	1995年下半年期	1社	
回線賃貸事業	1995年下半年期	複数	民間企業が、韓国電力の自社通信設備の50%を賃貸して、事業参加可能
PCS (個人携帯電話)	1995年下半年期	複数	国内技術開発状況を勘案し、周波数許容範囲内で許可
TRS (業務無線通信)	1995年下半年期	複数	全国及び地域事業者を許可
CT-2	1995年下半年期	複数	市場規模に合わせて周波数許容範囲内で許可
無線データ	1995年下半年期	複数	周波数許容範囲内で許可。また音声、データ混合サービスなど提供が可能な約務範囲を拡大方針
ページング	1995年下半年期	一部地域に 1~2社	首都圏及び大都市を中心に事業者を追加予定
市外電話	1996年	1社	1996年1月のDACOMのサービス開始以降許可予定
衛星通信	1996年	1社	関連技術研究の進展見合いで、1996年に許可
低軌道衛星	1996年	1社	電気通信事業法改定以降に許可を検討
市外電話	1997年以降	地域別	実質的な競争の可能性と普遍的なサービスの保証を検討し、1997年以降の競争化を予定

(注1)

電気通信構造改編方針

- ・一般通信事業者と特定通信事業者の区分を廃止し基幹通信事業者に一本化、基幹通信事業者に対し事業の多角化を認め、通信事業の国際競争を強化する。
- ・市外電話サービスに競争を導入することとし、導入前に市内・市外料金格差を是正する。また市外電話事業者による国際電話事業を認める。
- ・過度の株式集中を避けるため、一人の株主が保有できる基幹通信事業者の株式数を制限する。
- ・PCS(個人携帯電話) LEO(低軌道衛星通信) CT-2(発信専用携帯電話)などの研究開発や試験サービスを推進し、新サービスの導入を推進する。
- ・自社通信回線設備保有者の余剰回線設備をCATV用回線などの限定されたサービスの提供に利用することを認める。



『韓国電気通信のあゆみ』

KTの国際競争力を強化

1995年7月4日に情報通信部は通信事業の1998年以降の対外全面開放に対応するため、「通信事業競争力強化のための基本政策方針」を策定した。同政策は、情報通信部が1980年代後半から完成を目指してきた通信事業競争体制の構図の最終的な姿を現したものとと言える。

基本的な政策方針は、

- (1) 1995年下半年から1996年にかけて、市内電話サービス以外の全ての通信事業を完全に競争・開放体制に転換する(表3参照)
- (2) KTを世界水準の競争力を持つ韓国の代表的な通信事業者として発展させるべく、経営の自主性を高め、株式の51%以上を民間に売却する、
- (3) 通信事業者間の公平な競争を保障するべく、KTのサービス別会計分離、内部補助の禁止、相互接続制度の確立を行なう、
などである。

3 電気通信の基盤

3.1 電話サービス

電話サービスの拡充

KTは1982年以来、毎年平均100万回線以上の加入電話回線を増設してきた。1987年には1,000万回線を突破、電話積滞も完全に解消するとともに、全国電話自動化も実現、「1家庭に1台の電話」という時代が到来した。その後第6次経済社会開発5カ年計画

(1987～1991年)を実施したことや、国産の全デジタル交換機(TDX交換機)の開発に成功したことなどにより、1993年11月現在で、電話加入者回線数は遂に2,000万回線に達した。100人当たりの加入者数も約38台となった。この数字は、同年の日本の数字46.9と比べても決して少ないものではなく、1987年から1993年までの日本の伸び率が18%と鈍化傾向がみられるのに比べ、85%と高い伸び率を示してきたのである。

(表4、グラフ2参照)

グラフ2 韓国と日本の電話加入数の比較

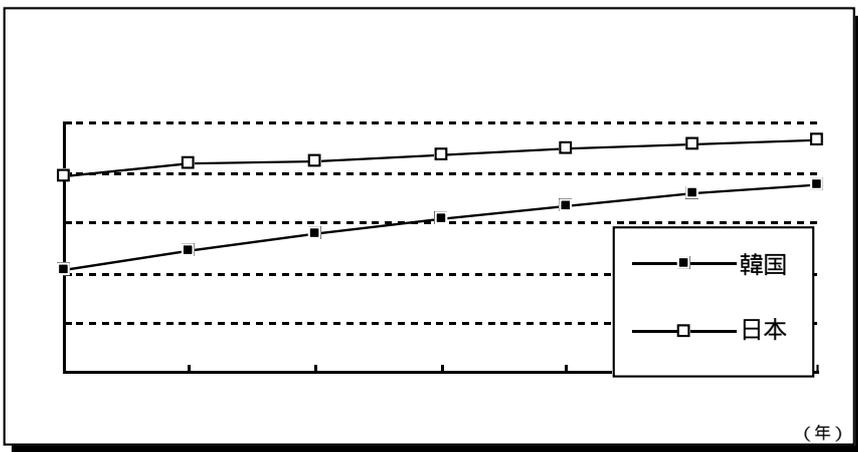


表4 KTの加入電話回線の推移

区分	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年
施設数(千回線)	10,222	11,239	13,354	15,293	17,511	19,020	20,223
加入者数(千加入)	8,625	10,306	11,792	13,276	14,573	15,593	16,686
100人当たりの加入者数	20.5	24.6	27.8	31.0	33.7	35.7	37.9

KTアニュアルレポートよりKDD総研作成



国産の電子交換機の開発

ETRI (韓国電子通信研究所 : Electronics and Telecommunications Research Institute)^(注2)は、1986年に世界で10番目に国産技術による時分割デジタル交換機TDX-1を開発した。情報通信部は国内技術で開発したTDXの導入を推進、1991年からは急増する通信需要に対応すべく、半デジタル交換機の供給をやめ、新規に増設する交換機の全量を全デジタル交換機で供給することとした。1993年にはデジタル式の交換施設を約170万回線供給し、内TDX交換機は増設回線全体の86.1%を占めた。特に大容量のTDX-10型交換機は、全体の56.8%の97万回線分を供給した。その結果、1993年末現在、TDX交換機の総収容回線数は全体の35.2%の707万8,000回線となり、交換施設のデジタル化率は58.8%に上昇した。

伝送路の整備

情報通信部は、伝送施設を光ファイバー・ケーブル、マイクロウェーブ、32チャンネルのPCM方式などで多元化しつつ、基幹通信網のデジタル化を推進することによって、総合的な情報通信網の時代に備えている。1993年末の伝送施設のデジタル化率は、市内回線が96%、市外回線が97%、国際回線が87%であるが、1996年までに局間と長距離伝送路のデジタル化を100%とし、さらに国際伝送路は93%に引き上げる計画である。

KTとDACOMの伝送路への取り組み状況をみると、KTは1995～1997年の3年で、基幹通信施設の高度化およびネットワーク化をはかる予定であり、光ファイバー・ケーブルを市内に9,345km、市外に2,300km増設していく計画を打ち出している。(表5参照)

一方、DACOMも総額1,500億ウォン(175億円)を投じ、1997年の完成を目途に全国40都市を結ぶ2.5Gbpsの総延長3,200kmの長距離光ファイバー網の構築を推進している。

表5 全国基幹通信網の光ファイバー・ケーブル供給の推移 (単位: km)

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年
新設	945	484	725	1,007	779	1,269
累計	3,260	3,744	4,469	5,476	6,255	7,624

3.2 移動体通信サービス

セルラー電話

韓国のセルラー電話サービスはKMTが1984年にAMPS方式により開始した。サービスエリアは1988年まで首都圏や済州島などに限定されていたが現在は全国をカバーしている。加入者数も順調に伸びており、1994年末現在96万加入を記録している模様である。これは前年の47万加入から103.5%の増加率となる。2000年の加入者数は450万と予測されており、21世紀に向けて爆発的な伸びが期待される。

韓国のセルラー電話サービスは今のところKMTによる1社の独占となっているが、市外電話サービスと同様に1996年からセルラー電話サービスにも競争が導入される。1994年6月30日に、第二セルラー電話事業者として「新世紀通信」に事業許可権が付与され、1996年のCDMA方式によるサービス開始に向けて本格的な準備に入っている。同社は浦項製鉄を筆頭株主(所有比率15%)とし、国内の株主はコーロン(14%)をはじめ250社、外国株主はエアタッチ・コミュニケーションズ(11.3%)、SBCコミュニケー

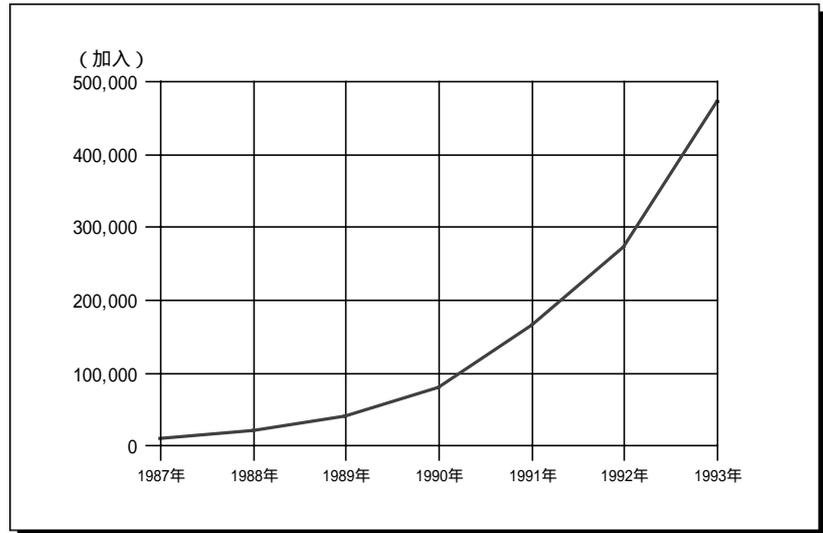
(注2)

1985年5月に韓国電気通信研究所と韓国電子技術研究所を統合して発足。設立目的は、通信事業・通信工業・電子工業及び情報産業に関連した分野の発展を図り、これを通して国家・社会・経済発展に必要な新しい知識と技術を創造・開発し、提供・普及することである。韓国が目指す未来の情報社会の構造とその実現をリードする研究機関である。



『韓国の電気通信
のあゆみ』

グラフ3 セルラー電話加入者数の推移



【韓国の電気通信の歴史】

年	月日	内容
1885	10.13	ソウル-仁川間に電報サービス開始
	11.24	国際電報サービス開始
1887	4. 6	Choson 電報局と通信省設立
1888	7. 6	初の電報法公布
1894	3. 1	初の電話試験実施
1902	3.20	ソウル-仁川間で電話サービス開始
	6	ソウル電話局が市内交換サービス開始
1903	2. 5	ソウル-ピョンヤン間で電話サービス開始
1927	2.16	ソウル放送局開設
1945	12. 6	米国との間に無線電話サービス開始
1948	8.15	大韓民国の通信部発足
1950	6.29	朝鮮戦争で国際通信が停止
1952	1.31	ITU加入
1953	12.17	ソウルで国際電報サービス再開
		100回線容量の電磁式交換機を製造
1959	12.18	初のファクシミリ・サービスがソウル-釜山-大邱に開始
1961	12.30	電気通信法、電波管理法を公布
1962	6.29	第1次経済開発5カ年計画 (1962 ~ 66年)
1963	1. 1	自動電話料金課金システム採用
1965	12.15	国内テレックス・サービス開始
1966	2.24	インテルサットに加盟
	3.26	韓国-米国内の直通衛星電話サービス開始
1967	7	第2次経済開発計画 (1967 ~ 71年)
1970	6. 2	釜山に第1ゾーン用衛星地球局開設
1971	3.31	長距離自動電話サービス開始
1972	1	第3次経済開発計画 (1972 ~ 76年)
1977	1	第4次経済開発計画 (1977 ~ 81年)
1980	12. 7	初のカラーテレビ伝送
1981	12.10	KTA (韓国電気通信公社) 発足
1982	1. 1	KTA業務開始
		第5次経済発展計画 (1982 ~ 86年)
	3.29	韓国データ通信株式会社設立
	12.15	KTA、ページング・サービスを開始
1983	8. 1	国際ダイヤル通話サービス開始 (24カ国宛)
1984	3.29	KTAの100%出資による韓国移動通信株式会社を設立
	4.25	TDX-1 デジタル交換機を大田-Yusong間に設置

ジョンズ(8.3%)、クアルコム(2.6%)、外資比率の合計は22.2%である。資本金は1,000億ウォン(117億円)、設立後18カ月以内に1,900億ウォン(221億円)を増資し、5年以内に総資本金規模を4,000億ウォン(466億円)に拡大する計画である。1998年にはセルラー市場の35%のシェアを獲得するとの予測もある。これに対して既存事業者のKMTは、1995年を「21世紀における世界的企業に飛躍するための元年」と位置付け、1兆6,800億ウォン(1,957億円)の大規模予算により、セルラー電話・ページングサービスの通話品質向上、サービス提供地域拡大、研究開発・教育訓練・生産性の向上などを推進する計画を打ち出している。

通信部は現在のAMPSシステムに次ぐ次世代デジタル移動電話の伝送方式としてCDMA方式の採用を決定し、ETRIが現在同方式の開発を米国のクアルコム社と共同で行ない、一方民間業界では、LG情報通信、三星電子、現代電子が交換システムの開発、マックス電子が端末機の開発に取り組んできた。これらの研究開発の結果、ようやくネットワークの供給メーカーとして韓国移動通信にはLG情報通信が、新世紀通信には三星電子が選定された。(本誌2部参照)

年	月日	内容
1985	5. 7	セルラー電話サービス開始
	7.25	韓国データ通信株式会社はパケット交換サービスを開始
	9. 1	電気通信基本法及び公衆電気通信事業法が成立
1987	5.29	韓国電気通信研究所(ETRI)が発足
	12	既存の民間港湾電話会社6社の共同出資により、韓国港湾電話会社を設立 第6次経済社会発展5カ年計画開始(1987~1991年)
1988		全国電話自動化達成
	3	加入電話回線が1,000万回線を突破
1990	4	韓国移動通信サービス(株)は公衆通信事業者に指定され、社名を韓国移動通信(株)(KMT)に変更、また韓国港湾電話(株)も公衆通信事業者に指定される
		KTAが保有していた特定通信回線(データ伝送専用線)の保守・運営権を韓国データ通信株式会社に移管
		KTAに対してデータ伝送サービスの提供を認める国際専用線サービスがKTAと韓国データ通信株式会社の競争化となる
1991	1	KTAは公社から株式会社となり、社名を韓国通信(KT)と改める
	8	改正電気通信基本法及び公衆電気通信事業法を公布
	11	韓国データ通信株式会社が社名を株式会社DACOM(DACOM)に変更
	12	KTがパケット交換サービスHiNET-Pを開始(データ通信分野が競争化) DACOMが国際電話サービス開始
1992		第7次5カ年計画(1992~96年)
	2	KTが釜山に国際関門局開設
1993	7	DACOMの衛星地球局が牙山に開通
	1	新経済5カ年計画開始
	4	KTが通信機器を調達するのに、国内外の競争入札で行なうことで米韓政府間で合意
1994	8	超高速情報通信網構築基本計画を策定(21世紀のマルチメディア社会への準備を開始)
	12	KTは11都市で国内ISDNサービスを開始
		電話加入者回線、2,000万を突破
	3	第二セルラー電話事業者として、浦項製鉄、コーロンなどのコンソーシアムが選定される 通信事業における第二の跳躍のための高度通信サービス推進計画を作成
	6	DACOMが第二の国際関門局を開設
1995	10	DACOMは、世界レベルの通信事業者に成長することを目標として事業計画「DACOM Vision21」を発表
	12	電気通信基本法、電気通信事業法の改正により、「一般通信事業者」と「特定通信事業者」の区分を廃止 通信部を情報通信部に改編
	2	DACOMが、第二市外電話事業者に選定される
	7	情報通信部が国内通信事業の全面開放に向けての「通信事業競争化のための基本政策方向」を発表

『韓国電気通信 のあゆみ』

PCS (個人携帯電話)

政府は、1998年からPCSサービスの商用化に向け、1995年中に事業者の選定を行う方針を打ち出した。そのため、KTはじめDACOM、韓国移動通信は事業権獲得に向け、システム開発に積極的に動きだしている。

中でもKTは1995年5月には、ETRI (韓国電子通信研究所) 及び関連メーカ (三星電子、LG情報通信、大宇通信、韓火情報通信) と、サービスの運用に必要な交換機・基地局・端末機などを共同開発することで契約を締結し、本格的なシステム開発を推進している。また、KTは国内で保有している関連技術を最大限に活用して、国産全デジタル交換機であるTDX-10のISDN機能を活用したPCS交換機のほか、基地局設備、無線接続技術などを一括して開発していく予定である。1995年から7年間に総額530億ウォン (約62億円) を投資し、1996年までに歩行者中心の低速通信方式のPCSを開発、1999年からは車両中心の高速通信方式のサービスを開発する計画である。

4 情報社会実現に向けて

超高速情報通信網計画

韓国政府は、高度情報化社会基盤を作るため、2015年までに「超高速情報通信システム」を構築することとし、1994年4月中旬に国務総理を長官とした政府の15部署から構成された「超高速情報通信網構築推進委員会」を設置、検討を重ねてきた。1995年3月によろやく「超高速情報通信基盤構築総合推進計画」が最終確定した。同網の基盤構築事業は、公共機関用の国家情報通信網、民間用の公衆情報通信網、試験網の構築、公共応用サービス開発、試験事業、及び環境の整備など6分野に分けて推進される。同事業への総投資額は、45兆2,423億ウォン (5兆2,707億円) であり、9割以上が民間投資によって賄われる。(表6、7参照)

ISDNおよびB-ISDN計画

KTは1985年から蓄積してきたISDN関連技術をもとに1993年12月から、TDX-1B交換機にISDNの基本機能を搭載して商用サービスを開始した。当初は全国11都市 (ソウル、釜山、大邱、仁川、光州、大田、全州、清州、春川、済州、水原) の67電話局でサービス提供、加入者数は2,600加入であった。1994年5月、同社は、「ISDN推進改善計画」を策定、1994年下半年から本計画を推進している。今後は既存の電話回線網とパケット交換網を結合し、これにISDN機能を搭載する形態でISDN網を構築していく計画である。1997年以降は全国的なサービスを展開する予定である。

また通信部は「B-ISDN推進計画」を推進している。KTを総括研究機関に指定し、2001年まで総額6,850億ウォン (798億円) の予算と約1万名の研究人員と投入して、B-ISDNサービスの実現に必要なATM交換機を開発する予定である。交換設備分野ではATM交換機、ATM-PABX、ATM-MSS (超高速情報通信網用スイッチング・システム) などの商用試作品を1995年から1998年の間に開発、伝送設備分野ではB-NT (広帯域ネットワークターミネータ)、10および100ギガ級光伝送システムなどの商用試作品を2001年までに段階的に開発する。端末分野では1998年までにHDTV級ATM通信端末機を開発する計画である。



表6 国家情報通信網

期 間	光ファイバー網の伝送速度	提供する伝送速度	提供するサービス
第1段階 (95～97年)	5大都市(*)及び7拠点都市(**)間に622Mbps～2.5Gbps級以上の12都市と68中小都市間に155～622Mbps級	9.6Kbps～45Mbps	LAN間高速接続サービス、ワンストップ総合民間サービス、電子図書館、陸上交通総合情報サービス、遠隔医療、遠隔教育
第2段階 (98～2000年)	5大都市及び7拠点都市間に2.5～数十Gbps級	2～155Mbps	LAN間超高速接続サービス、自動民間処理サービス、総合土地情報サービス、交通総合情報サービス
第3段階 (2003～2010年)	数十Gbps～数Tbps級	2～622Mbps	HDTV映像情報サービス、立体映像会議、スーパーコンピュータを利用した公共情報サービス

* : 5大都市は、ソウル、釜山、大田、大邱、光州。

** : 7拠点都市は、仁川、水原、春川、清州、濟州、全州、昌原。

表7 公衆情報通信網

期 間	光ファイバー網の敷設状況	提供する伝送速度	提供するサービス
第1段階 (95～97年)	大型ビルなどの大量に需要がある場所	2Mbps	映像会議、静止映像電話、G4ファックス、公共情報検索サービス
第2段階 (98～2002年)	中小企業や集合住宅などの人口密集地域	45～155Mbps	高速映像会議、動画像電話、ビデオ・オン・デマンド、主要都市間遠隔教育・遠隔医療サービスなどを提供できる基盤を作る
第3段階 (2003～2015年)	一般加入者の家庭まで敷設	155Mbps	HDTV映像サービス、言語翻訳、知能型通信サービス、PCS

逓信部は1994年8月に以下のような具体的な構築計画を明らかにしており、1998年の商用化にむけて、1994年下半年から段階的に試験網を構築している。

第1段階 (1994～1995年) : ソウル-大田間に155Mbpsの基幹通信網を構築。その他の一般研究機関にも光ファイバー網を敷設し、共同研究の環境を作る。

第2段階 (1996～1997年) : 既に開発されている関連設備やシステムを活用し、試験網を構築。ATM専用回線の試験サービスを実施。

第3段階 (1998年以降) : ソウル、釜山、大田、大邱、光州を結ぶATM交換網を構築し、さらに他の市にもアクセス網で接続。マルチメディアサービスの商用化に着手。



『韓国¹の電気通信
のあゆみ』

終わりに

最近の韓国の政策として、先進国入りを目指すため積極的に推進されている「世界化」政策がある。経済のみならず、政治や文化を含めたあらゆる分野で一流国となり、国際社会で適切な役割を果たしていくことを目標としたものである。この目標を達成するために、電気通信分野のインフラ整備は一つの重要な要素となる。21世紀の情報社会実現に向け、同国の過去10数年間の電気通信の基盤作りの成功は、大きな礎となり、電気通信分野における信頼を獲得したといえる。さらにこのような韓国の電気通信分野における成功の姿は、電気通信インフラ整備に取り組んでいる他のアジアの国々にとって、模範的な手本となっている。

通信分野における先進国入りを果たしつつある韓国にとって、これからは国内の通信事業者の生き残りをかけたサバイバル・ゲームの展開が注目の的となってくる。1998年以降に予定されている全面対外開放に向け、韓国の電気通信の歴史は新たな時代の幕を開けたと言えよう。



第二部

各国のテレコム情報



アメリカ

16p ~ 26p



アジア

27p ~ 35p



ヨーロッパ

36p ~ 47p



米国

FCC、通信衛星における国際と国内の区分撤廃を提案

別個衛星システムと国内衛星(DOMSAT)にそれぞれ課していた規制を一本化するFCCの提案。将来の衛星産業の国際競争を見据えての政策転換が。

FCCは、本年4月25日に、米国における国内通信衛星(いわゆるDOMSAT)の規制におけるトランスポーダー政策(参考参照)と、国際通信衛星に対する規制である別個衛星システム政策(参考参照)を融合し、新・別個衛星システム政策とする内容の規制制定案を公示し、関係事業者・機関等からのコメントを求めた。FCCは、本提案により以下の効果が期待できるとしている。

- 1) 国際・国内サービスを共に提供する場合の認証手続きの簡素化
- 2) 衛星容量の効率的な使用とそれに伴うユーザコストの削減
- 3) 事業領域拡大による柔軟・多様なサービス展開が可能

衛星局免許を取得するまでの手続き及び規制上の分類について、DOMSATに対する政策(トランスポーダー政策を含む)、別個衛星システム政策及び新・別個衛星システム政策(今回の提案)のそれぞれの場合の比較を以下に記す。

1. 衛星局免許を取得するまでの手続き

(1) DOMSATの場合

FCCは、免許申請において具体的な財務計画(最新の財務諸表等を含む)の提出義務を課している。

(2) 別個衛星システムの場合

FCCは、申請者(別個衛星衛星システム事業者)が提出する財務計画の概算に基づき第一次認可を付与し、その後、同事業者はこれを後盾に資金調達、外国側の承認(ランディング・ライツ)の取得及びインテルサット条約14条(d)項の手続き(外国側の承認が必要)を済ませる。第二段階として、FCCは、事業者が提出する具体的な財務計画(DOMSATと同様)に基づき免許の交付を行う。

(3) 新・別個衛星システム(今回の提案)



全ての申請者は、少なくとも国内通信サービスを提供できるようになること、インテルサット条約14条(d)項の手続きにおいて外国側の承認が不要となること(第102回理事会/94年9月)等から二段階の承認手続きは不要であり、現行のDOMSATの場合の手続きと同様とする。

2. 規制上の分類

(1) DOMSAT

当初コモンキャリアとして非差別的なサービスの提供が義務づけられたが、その後、コモンキャリアサービスに割り当てる衛星容量を「不当に減少させない程度」であれば、ノンコモンキャリアとして、トランスポンダーの販売又はリースを行うことも可能とされた。

(2) 別個衛星システム

インテルサット重視の観点から、別個衛星システムは公衆交換網との接続を制限され、トランスポンダーの販売又は長期リースといふ「カスタマイズ」サービスを提供するノンコモンキャリアと分類された。その後、公衆交換網との接続規制は徐々に緩和されたが、規制上の分類はノンコモンキャリアとされている。

(3) 新・別個衛星システム(今回の提案)

DOMSATについては十分な競争が実現して安定供給が確保されており、別個衛星システムについては公衆交換網との接続制限の緩和等により「カスタマイズ」サービスに限定できなくなってきていることから、コモン/ノンコモンキャリアの区別を国際/国内衛星通信に対応して固定する必要はなく、この区別は事業者の選択に委ねる。

	DOMSATに対する政策	別個衛星システム政策	新・別個衛星システム政策(案)
規制対象	米国の国内通信衛星	インテルサット以外の米国の通信衛星	インテルサット以外の全ての米国の通信衛星
国内/国際	国内通信サービスのみ 但し国際サービスは隣接国のみ可(トランスポンダー政策)	国際通信サービスのみ 但し付随的であれば国内サービスも可	国内通信サービス及び国際通信サービス
公衆網接続の制限(注1)	国内サービスは無し(国際サービスはインテルサットでの調整が必要)	有り(インテルサットでの調整が必要)	有り(インテルサットでの調整が必要)
財源の証明	衛星局免許交付前までに財務計画を具体的に証明	インテルサット調整前は費用概算と財源計画のみ、調整後に具体的証明	衛星局免許交付前までに具体的に証明(現在の国内衛星への規制と同様)
規制上の分類	コモンキャリア 但し一定の衛星容量をノンコモンキャリアとして提供可能	ノンコモンキャリア	コモンキャリア又はノンコモンキャリア(事業者が選択)

(注1)

FCCは、現行の政策において、別個衛星システムによる国際衛星通信サービスが接続可能な公衆交換網の容量の上限を定めており、これはインテルサットにおけるシステム間調整の簡素化された手続きの対象となる容量に連動させている。FCCはこの現行の規制がDOMSATの事業展開の妨げとならないと考えられることから、FCCによる新・別個衛星システムに対する公衆交換網との接続制限を、従来の別個衛星システムに対するものと同様とすることとしている。

以上の2点及びその他の点に関する概要を下表に比較する。

尚、FCCは、本提案に関連して以下の規制緩和についてもコメントを求めた。

- 1) 移動体通信用衛星、放送衛星(DBS用)に対して新・別個システム政策を適用することの妥当性
- 2) コムサットによる、インテルサット衛星を利用した国内通信サービスの提供を可能とすることの妥当性
- 3) 外国の通信衛星による米国国内通信サービスの提供を許可することの妥当性等及び



KDD RESEARCH



AMERICAS

許可する場合の規制の方法

<参考> 米国における通信衛星に関する政策について

(1) 国内通信衛星に関する規制について

1965年のインテルサット1号衛星の稼働以来、衛星通信は米国では国際通信に限定されていたが、1972年にFCCIはオープンスカイ政策を決定し、DOMSATの建設、打ち上げ及びこれによるサービスの提供が自由化された。その後、DOMSATによる国際通信の提供要望が強まったことを受けて、1981年にFCCIはトランスポーター政策を打ち出し、これを認めた。この場合の条件は、インテルサット重視の観点から制約的なものとなっており、DOMSATにより提供する国際通信は国内通信の付随的なものと位置づけられた。条件の概要は以下のとおり。尚、国際サービス部分はインテルサット条約14条(d)項に規定されるシステム間調整の対象である。

- 1) 国内通信の回線又はネットワークに包含されるものであること。
- 2) DOMSATで国際通信を提供しないとした場合、経由する衛星の数が増える或いは余計な地上回線が必要となること。
- 3) ケーブル経由でも通信サービスが提供されている米国に隣接する国(カナダ及びメキシコ)との間の通信であること。

(2) 別個衛星システム政策について

米国はインテルサット重視のスタンスを維持したため、国際通信衛星の自由化は国内通信衛星より大幅に遅れ、1985年のFCCによる別個衛星システム政策の決定以降となり、しかもサービスの内容は以下のとおりの制限的なものとされた。尚、別個衛星システムはインテルサット条約14条(d)項に規定されるシステム間調整の対象である。

- 1) 公衆交換網との接続不可(その後段階的に緩和)
- 2) 提供するサービスはトランスポンダーの販売又は長期リースに限定

別個衛星システムによる米国国内通信の提供は当初は認められていなかったが、1986年に「国際通信に合理的に関連している国内通信」との条件で、付随的なものとして認め



<出典>KDDリサーチ事務所(4.27/6.28)

(注2)

インテルサットにおける議論は、基本的には、弱まりつつあるインテルサットの競争力を向上させる観点から進められているが、米国政府(署名当事者であるコムサットではない)は、むしろインテルサットの独占力を低下させようとする提案を行っており、ここにも別個衛星システム重視の姿勢が見られる。



KDD RESEARCH

FCCIは、今回の案は、総じて米国の衛星通信事業者の活動範囲を拡大し、米国の衛星通信市場を活性化することを目的としているが、現在でも1の衛星通信事業者が国内サービスと国際サービスを共に提供することは、限定的ではあるが、認められていること及びこれまでユーザや事業者からこれらの政策の融合は特に強く要望されていないことから、本提案による当面の実効性は低いと予測される。

一方でFCCIは、本案に関連するより広範な規制の緩和についても併せてコメントを求め(本文尚書き参照)その背景には、1998年のEUにおける電気通信産業の自由化(衛星による基本音声サービスの提供も対象)やアジア地域での衛星サービスの活発化及びインテルサットにおけるシステム間調整に係る簡素化手続きの対象の拡大と競争対応策の検討^{注2}等の国際衛星通信の市場構造の変化に対応しようとする意図があると推測できよう。

米国は、国内衛星通信事業において早期に競争原理を導入することで、衛星関連分野における国際的な優位性を維持してきたが、国際衛星通信については基本的にインテル

サット重視の姿勢を貫いてきた。しかし、近年の国際衛星通信分野の動向を鑑みれば、同分野における米国の国際的な優位性を確立・維持するために、別個衛星システムの活動の自由度を高め、国際競争力の向上を図ることが国益にかなうと米国が判断する可能性は極めて高いと考えられる。これは、これまでのインテルサット重視から、米国系別個衛星シ

ステム重視への政策転換であり、本提案は規制の抜本的な整理・再構築の第一段階に当たると考えられよう。
(大谷 潤)

最高裁、CATV / 電話会社相互所有禁止規定の合法性の審理を開始

FCCはVDT規則の第3次決定を発出し、控訴裁判決の取消しと審理差し戻しを要求。地域電話会社は違憲性の明確化を要請、自由なサービス提供を目指す。

地域電話会社が、その電話サービス提供区域内で直接加入者に映像番組を提供することを禁じた通信法第613条(b)項^(注3)に対する違憲判決が、連邦地裁ならびに連邦控訴裁レベルで続々と下されている^(注4)。特にRHCsの中で最も早くこの違憲判決を勝ち取ったベル・アトランティックは、昨年11月に連邦控訴裁(バージニア州第4巡回裁判所)で勝訴し、違憲判決を勝ち取った。本年5月18日、司法省及びFCCは、同判決を不服として最高裁に上告、控訴裁判決の取消しと審理差し戻しを求めて上訴した。

連邦地裁、連邦控訴裁で通信法第613条(b)項が米国憲法修正第1条に定める表現の自由に抵触するとして違憲判決が下った理由は、本条項が、映像番組の多様性の確保や地域電話会社による独占力の行使、内部相互補助の防止といった目的に照らして、不必要に厳格な手段であり(unnecessarily severe means)、的確でない(not narrowly tailored)ことを問題としていた。

本上告に先立つ5月16日、FCCはビデオ・ダイヤル・トーン(以下VDTとする)規則の第3次決定を発出し、FCCが、通信法第613条(b)項^(注4)に基づき、CATV/電話会社相互所有禁止規定を適用除外する権限を有すると決定した。司法省及びFCCは、この第3次決定により、特定の条件を充たした地域電話会社は、その電話加入者に対して直接映像番組を提供することが可能になった点を指摘、先に控訴裁で審理された時点から法制度上の環境(legal landscape)が大きく変化したため、先の控訴裁判決を取消し、審理差し戻しを命じるべきであると上訴した。FCCは審理差し戻しを命じない場合には相互所有禁止規程の合法性を確認するための完全な見直し(plenary review)を行うよう求めている。

これに対して地域電話会社8社と3つの業界団体は法廷助言者としての準備書面(Amicus Curiae brief)を送付し、FCCが現在違憲とされている条項の適用除外を将来の不確定な時期に与えることを理由に控訴裁判決の棄却を求めるのは常軌を逸しており、最高裁は通信法第613条(b)項に付随する重大な憲法上の問題に関して判決を下すか、或いは上告を棄却すべきであると主張した。

6月26日、最高裁は司法省及びFCCの上告及びこれらの関係当事者からの準備書面を受理し、審理を開始した。

なお、FCCの第3次決定では、FCCに通信法第613条(b)項の適用除外を行う権利があることのみを決定しており、いかなる場合に正当な事由が見い出され適用除外を与えるのかといった問題に関しては今後の決定によって明らかにする姿勢を示している。また、地

(注3)

もともと本条項は、公衆電気通信事業者が電話営業区域内でCATV会社を所有し、映像サービスを直接加入者に提供することを禁じた1970年のFCC決定を1984年CATV法において成文化したものであり、一般的には"CATV/電話会社相互所有禁止規定"または"CATV/電話事業兼営禁止規定"の名称で呼ばれている。本条項の内容を次ページ枠内に記す。

(注4)

現在連邦地裁レベルでは、ベル・アトランティック傘下の電話運用会社であるチェサピーク・アンド・ポトマック電話会社(Chesapeake & Potomac Tel. Co.)、USウェスト、ベルサウス、アメリテック、ナイネックス、SBCコミュニケーションズ、サザン・ニューイングランド電話会社、GATE South, Inc, United States Tel. Ass'nの9社が違憲判決を勝ち取っており、このうちベル・アトランティックとUSウェストの2社が連邦控訴裁で勝訴している。



KDD RESEARCH



AMERICAS

(注5)
VDT規則に関するFCCの規則制定活動とその概要を下表にまとめる。

域電話会社が映像番組を直接提供する場合にビデオ・ダイヤル・トーンの枠組みで認めるべきか、それともCATVシステムを通じての提供を認めるべきかといった問題や、適用除外を与えるに際しての条件等、本年1月に公示された第4次規則制定案^(注5)に盛り込まれていた他の検討事項に関しても決定を保留している。

《米国通信法第613条(b)項に定めるCATV/電話兼営禁止規定》

- (1) 全面的または部分的に本法II編の適用を受ける公衆通信事業者が、直接に、または、自ら所有し、運営し、支配し、若しくは共通の支配に服する関連会社を通じて間接的に、その電話サービス区域内の加入者に直接映像番組を提供することは違法とする。
- (2) 全面的または部分的に本法II編の適用を受ける公衆通信事業者が、直接又は間接に所有し、運営し、支配し、又は共通の支配に服する事業体に対して、通信チャンネル又は電柱、導管スペース、その他の施設の賃貸取り決めを提供することは、それらの施設又は取り決めが、その公衆通信事業者の電話サービス区域内の加入者に直接映像番組を提供するために利用される場合は、違法とする。
- (3) 本項は、農村地帯(委員会の定義による)に市内電話サービスを提供している公衆通信事業者については、その限りにおいて適用されない。
- (4) ケーブル・システムを通して、加入者に直接映像番組を提供することが、当該公衆電気通信事業者によって所有され、運営され、支配され、若しくはその関連会社であるケーブル・システムによる他は存在しないことが明らかな地域において、または、その他の正当な事由が立証される場合、委員会は、適用除外の請願を受けて、本項(1)及び(2)の適用を除外するすることことができる。この適用除外は、(1984年9月20日現在の)連邦規則第47巻63.56条に従って行われ、本条の政策

を考慮して、当該適用除外の交付が請願者の立証した特別な状況に照らして正当化されるとの判断に達した場合に委員会が認めるものとする。

1987年 第1次調査公示発出

CATV/電話会社相互所有禁止規定の再評価

1988年 追加調査公示及び規則制定案公示発出

適切なセーフガードの下で地域電話会社が同一営業区域内で映像サービスを提供できるように、議会にCATV/電話会社相互所有禁止規定(通信法613条(b)項)の撤廃または修正を勧告する仮決定を下す

また、(1)映像サービスを伝送する公衆電気通信事業者や番組提供事業者にCATVフランチャイズが課されるべきか、(2)相互所有禁止規定が長距離通信事業者にも適用されるべきか、(3)過疎地域の電話会社に対する適用除外の効果、(4)正当な理由がある場合にFCCが相互所有禁止規定の適用除外を与えることの妥当性、に関してコメントを募った

1991年 追加規則制定案公示発出

地域電話会社がVDTを通じて映像サービスを提供することを提案
VDT政策を推進することの目的、VDT政策に関するFCCの指針を表明

第1次報告及び決定(Report and Order)発出

長距離通信事業者に相互所有禁止規定が適用されないことを確認



KDD RESEARCH

また、VDTサービスを提供する事業者及び番組提供事業者にCATVフランチャイズ取得が課されないことを確認

第2次追加調査公示発出

(1)相互所有禁止規定の撤廃を議会に勧告することの是非、(2)地域電話会社が直接加入者に映像サービスを提供する場合のセーフガード、(3)VDTへの投資を活発にするために変更が必要とされる他の法規則、に関してコメントを募る

1992年8月14日 第2次報告及び決定、第2次追加規則制定案公示を発出

VDTの基本枠組みを制定非差別的な伝送容量の提供、5%を上限とする番組提供事業者への所有権参加、214条認可取得義務、等を義務付けた

また、(1)短期間のアナログ・チャンネルの容量不足を通知する場合の手順、(2)CATV設備の取得禁止に関する規則の修正と資本関係を伴わない提携に関する規則の修正、(3)特定の番組提供事業者に対する優遇措置適用の是非、(4)電柱共架や管路使用権の取得に関する規則に生じる変更、等に関してコメントを募った

1994年11月7日意見及び決定(Memorandum Opinion and Order) 第3次追加規則制定案公示の発出

第2次決定の原則を追認番組提供事業者に対する非差別的な容量の提供、VDTに立脚した高度サービスの提供、番組提供事業者との合併事業、CATV会社の加入者引込線を利用したサービス提供等、一部規制を緩和

また、デジタル・チャンネルの容量拡張、アナログ・チャンネル容量の共有化、有線設備を利用した映像サービス市場における競争進捗度を測定するための基準、商業放送や非営利団体の番組提供に適用する優遇措置、等に関してコメントを募った

1995年1月12日第4次追加規則制定案公示発出

地域電話会社がVDT基盤を通じて自社またはその関連会社の制作した映像サービスを直接加入者に提供することを認める仮決定を下す規制上の取り扱い、他の映像番組提供事業者に対する差別を防止するためのセーフガードの確立、VDTサービスへのプライス・キャップ規制の適用に関して規則制定案を提示

1995年5月16日 第3次報告及び決定発出

FCCが通信法第613条(b)項に定めるCATV/電話事業兼営禁止規定を適用除外する権限を有することを確認する

COMMENT

Telecommunications Report(6:19) Wall Street Journal(6:23)他

通信法第613条(b)(4)項には、「正当な事由(good cause)」が立証される場合、FCCがCATV/電話会社相互所有禁止規定の適用を除外できると規程している。FCCは、その第3次決定において、(1)CATV/電話会社相互所有禁止規定は、未だ発展段階にあり脆弱だったCATV事業を地域電話会社の独占力から保護するために1984年に制定された。(2)過去の判例から「正当な事由」は環境の変化と密接に結び付いて審査されている。(3)1984年CATV法の制定当時と比較してCATV事業は急速に成長し、かつ、画期的な技術進歩により番組の多様性や事業者間の競争が確保できる、等により適用除外は正当化されると述べている。したがって、今回の決定は単純に通信法に規定されているFCCの権限を確認しただけではなく、今後はVDT規則の基本枠組みを残しながら、ルーティンに地域電話会社



KDD RESEARCH



AMERICAS

の映像サービス提供を認める姿勢を示したものである。特に、FCCはVDTプラットフォームを利用して自社またはその関連会社の制作した映像番組を地域電話会社が直接配信する場合は、チャンネル容量を占有したり、他の番組提供事業者に対する非差別的なアクセスの提供を拒んだりすることは認めないと述べており、番組の多様性の確保や競争の進展といった当初の目的を堅持している。

一方の地域電話会社は、FCCが上告直前に第3次決定を出し、いつ与えられるともわからない適用除外をちらつかせて控訴裁判決の取消しを求めたことを強く批判しており、詐欺まがいの行為(administrative shell game)と詰っている。

地域電話会社にとっては、最高裁で相互所有禁止規程に対する違憲判決を勝ち取れば、VDTによらずとも同一営業区域内のCATV会社の買収などを通じて、より自由に映像サービス市場へ参入できる。

最高裁が司法省及びFCCの上告を受け入れ控訴裁判決の取消しと審理差し戻しを命じるのか、それとも下級審と同様に憲法違反として判決するのは予断を許さない。FCCのケーブル・サービス局のジョーンズ長官は本件に関する公聴会が11月または12月に開催されるとの見通しを述べている。仮に審理が来年初頭にまで持ち越された場合は、その以前に地域電話会社による映像サービス提供に関して規程した新しい通信法が成立しているかもしれない、この訴訟自体が訴えの利益なしとして棄却(vacated as moot)される可能性も高い。

何れにせよ、地域電話会社による映像サービスの提供に関する問題は、司法または立法

機関によって直に解決に向かうこととなった。 (小和口 恵太)

■ アメリテック、デトロイト近郊でCATVフランチャイズを獲得

VDTによる映像サービスへのアプローチを取り止め、VDTへのコミットメント低下傾向を象徴。他RHCsの追隨が見られるか注目される。

アメリテックは6月27日、VDTによる映像サービスへのアプローチを取り止めることを明らかにし、その数時間後にデトロイト郊外^(注6)でCATVフランチャイズを取得したと発表した。数週間中にCATVシステムの建設を開始し、96年初めにサービスを開始する予定である。また、ミシガン州の他の地方自治体、イリノイ、オハイオ各州の自治体とも活発な交渉を行っており、その幾つかとは交渉の最終段階に入っている。アメリテックは、既存の地域電話ネットワークとは完全に分離させたシステムによりCATVサービスを提供すること、また子会社のニューメディア・エンタープライズ(New Media Enterprises)によりサービスを提供することを明らかにしている。アメリテックのノートバート(Richard Notebaert)会長兼CEOは、今回の発表に関して、計画やネットワーク構成に変更はなく、単に規制(を受けるための分類)が変わっただけであるとコメントしている。

Communications Daily(6.29)、Wall Street Journal(6.29)

COMMENT

これまでベル・アトランティック、USウエストがVDTサービスに関する214条申請を取り下

(注6) プリマス郡区(township)、カントン郡区、ノースビル市、プリマス市の4地域。この内最終的な合意文書に署名しているのはプリマス郡区のみであるが、他3地域ともまもなく最終合意に至る見込みである。

げ若しくは保留しており、RHCsによるVDTへのコミットメントは低下傾向にあったが、アメリカがそれに止めを刺したと言える^(注7)。VDT中止を発表するにあたりノートパート会長兼CEOは、地方自治体がアメリカをコモンキャリアではなくCATVオペレータとして規制されるべきと考えているため、VDTによる早期のサービス開始が難しくなったと述べている。確かに、VDTサービスを提供するRHCsが地方自治体からCATVのフランチャイズを獲得する必要があるのかという問題は争われてきた。しかし、1984年ケーブル法の合憲性を巡り最高裁で審理が開始され^(注7)、また議会で審議中の通信改革法案では、自社営業区域内で既にサービスを提供しているCATVオペレータへの出資を制限するのみである。この様にRHCsの映像サービスに対する規制環境が激変する中、番組提供事業者にネットワークへの非差別的なアクセスを保証しなければならない等制約の多いVDTから撤退するというのは、むしろアメリカの戦略上の判断ではないだろうか。他RHCsがアメリカに追

(注7)

アメリカは、イリノイ州連邦地裁で、地域電話会社が自社営業区域内で映像サービスを提供することを禁止した1984年ケーブル法(Cable Communications Policy Act of 1984)の規定の違憲判決を勝ち取っている。その他ベル・アトランティック、USウエスト、ベルサウス、ナイネックス、SBCコミュニケーションズ等も同様の判決を得ている。うちベル・アトランティック、USウエストは連邦控訴裁でも違憲判決を勝ち得ており、ベル・アトランティックの訴訟に関しては、最高裁まで持ち込まれ、既に審理が開始されている。

随するのか、今後の動向が注目される。

(園山 佐和子)

■ スプリント、セルラー部門をスピンアウトへ

最も高い成長を見せるセルラー部門を分離し、PCSに賭ける。短期的な株価への影響、FT、DTの出資額の低下は必至。

スプリントは7月26日、96年の第2四半期を目途に同社のセルラー部門を別会社としてスピンアウトすると発表した。スプリントは同社がダラス、デモイン(アイオワ州)、デトロイト、フィラデルフィアで保有するセルラー免許が、広帯域PCS免許に関するFCCの規則に抵触するため^(注8)、同部門の今後について検討を行っていた。なお、新会社はスプリントブランドを使用しない予定である。

<出典>Communications Daily(7.27) Wall Street Journal(7.27)他

COMMENT

マッコーセルラーを買収したAT&Tは、広帯域PCSの競争入札に際してマッコーがセルラー免許を保有していない地域を中心に応札し、全米トップマーケット25地域のうち23地域でいずれかのサービス提供を可能にした。さらにAT&Tは、セルラー電話と広帯域PCSの双方で使用可能なデュアル・モード端末の開発を進めるなど、両サービスを互いに補完させ、全米シームレス・サービスの提供へ向けた明確なビジョンを持っている。一方、スプリントは上述の様に4地域でFCCのルールに抵触する等、AT&Tに比べて対応のまずさが目立つ。スプリントのCFO、アーサー・クラウゼ(Arthur Krause)氏は、今回の決定の理由として、1.PCSの方がスプリントの保有するセルラー免許に比べて免許取得地域が広いこと、また2.PCSがデジタルのサービスであることを挙げている。しかし、現時点でセルラーを見切り、まだサービスを開始すらしていないPCSに全てを託すのは、非常に大きな賭けと言えよう。スプリントとTCL、コムキャスト、コックス・エンタープライゼスのJVであるSTVは、既にPCS免許の取得に21億ドルを注ぎ込んでいるが、これからさらにネットワークの構築を行い^(注9)、既存のセルラー事業者と競争しつつ、ゼロから顧客を獲得しなければならない。全米第8位の

(注8)

FCCのPCS規則では、セルラー電話のフランチャイズ・エリアとPCS免許地域が重なる場合、この重なる部分が当該PCS免許地域の総人口の10%に満たない場合のみ、PCS免許が取得できると定められている。スプリントは、今年3月に終了した広帯域PCSの競争入札において、大手MSOのTCL、コムキャスト、コックス・エンタープライゼスと共にコンソーシアム"WirelessCo(現Sprint Telecommunications Venture: STV)"を結成し、最多の29免許を獲得した。

(注9)

約54億ドルの投資を要すると試算するアナリストもある。



KDD RESEARCH



AMERICAS

(注10)

いわゆるトールフリーサービス。本邦において、国際電話サービスではオートコレクトコール(KDD)、国内電話サービスではフリー・ダイヤル(NTTと称されているサービスなどに相当。米国では国際及び国内ともに、エリアコードを800番とし、これに続く7桁の番号からなる番号体系により提供されており、800番サービスと称されている。

(注11)

約1年前の本サービスの番号に対する需要は全キャリア合計で週平均約30,000件だったが、本年1月以降、需要は急激な伸びを示し6月の第1週には約113,000件に達した。

(注12)

米国全体の番号管理等を行っているベルコア(Bell Communications Reserch Co., / RHCsによる共同所有)の子会社で800番サービスの番号管理を担当している。

(注13)

FCCは6月14日に以下のとおりの対策を決定したが、AT&T等のキャリアによるロビイングにより、6月21日にこれを修正し上記のとおりとなった。

1. 料金着信払い自動通話サービスの番号は1キャリア当たり週200個(全体で28,000個)まで。
2. 番号を付与する期日を使用開始前60日以降から15日以降に短縮。
3. 廃止された番号を次の顧客に提供するまでの期間を現行の6ヶ月から4ヶ月に短縮。

(注14)

料金着信払い自動通話サービスの番号不足は、残余の番号数及び需要の動向から既に予測されており、FCCは、その対策として来年(1996年)4月に「888番」を800番と同様に同サービスのエリアコードとして使用可能とする計画を検討していた。

(注15)

FCCはこの需要動向を以下のとおり説明している。

- 1) 中小の法人及び個人ユーザ層における需要増加
- 2) 800番サービスの利便性の一般への浸透
- 3) 将来の事業拡大に備えた番号確保

事業者であるスプリントのセルラー部門は、94年時点で全体の売上の約6%を占めるに過ぎないが、同社の長距離、地域事業と比べて年間約50%と最も著しい成長を見せている。少なくとも短期的にはスプリントの株価に影響を与えることとなる。また、先日締結された契約に基づいて、FT、DTからスプリントへの出資額も引き下げられることとなり、STVによるPCSサービス、地域電話サービスの開始に向けた巨額の出資にも不安材料となるものと思われる。

る。

(園山 佐和子)

**FCC、番号不足のため800番サービスの新規番号付与を制限
需要が計画を大幅に上回る伸びを示し、早ければ来月にも在庫切れとなる恐れがあるため、番号付与に制限を設け、888番導入計画の前倒しを検討開始。**

米国における料金着信払い自動通話サービス(注10)の番号が、急激な需要の伸びのために早ければ来月にも在庫切れとなる恐れがあることが明らかとなった(注11)ため、FCCは以下の対応策を決定し、同サービスの番号を管理するDatabase Service Management, Inc.(DSMI)(注12)及びAT&T等のキャリアに通知した。

1. 料金着信払い自動通話サービスの番号は、昨年8月1日時点におけるキャリア毎のシェア(現用及び予約番号数ベース)に応じて総数を分配(注13)。
2. 番号の付与を行う期日を使用開始前45日以降に変更(注13)。
3. 廃止された番号を次の顧客に提供(再利用)するまでの期間を現行の6ヶ月から4ヶ月に短縮。

この措置により、番号の在庫切れを約40週間引き伸ばすことが可能となる。同時に、FCCは、800番をエリアコードとする番号のうち、番号計画上現在未使用となっている約70,000番号分を本サービスに割当てるとも明らかにしている。

また、FCCは、来年(1996年)4月に導入を予定している「888番」(注14)の使用開始時期の前倒しのために、関係機関・キャリアとの調整も開始した。

KDDアメリカ、Telecommunications Reports(6.19)

COMMENT

本措置は、需要の伸びが予測を大幅に上回ったため、888番導入までの間、暫定的に実施することとなったもの。

DSMIIにアクセス可能な140社のキャリア等は、データベースに直接アクセスすることにより自動的に料金着信払い自動通話サービスの番号を得られるため、利用制限を事前に周知した場合の番号の取りだめによる番号不足の悪化をFCCが懸念し、今回の措置が突然の周知と同時に実施されたものと考えられる。

米国における本サービスの需要の急激な伸張が、FCCの見解のとおり一般への普及による利用者層の拡大(注15)に起因するとすれば、近い将来、日本を含む先進諸国でも同様の需要の伸びが起き得ると考えられ、同サービスの今後が期待される。

因みに、料金着信払い自動通話サービス用のエリアコードには、前述の「888番」の次の

ものとして「877番」及び「866番」が検討されている。

(大谷 潤)

カナダ

CRTC、パロットを実施しないと決定

既に競争事業者に対する顧客の認知度は高く、パロットが一定の成果をあげたオーストラリアとは状況が異なるとしてユニテルの請願を却下。

CRTC(カナダ放送電気通信委員会)は、ユニテルが求めていた長距離電話サービスに関するパロット^(注16)の実施を却下した。その理由としてCRTCは、競争事業者に対する顧客の認知度が既に高いことを挙げている。ユニテルは、オーストラリアで93年に実施されたパロットを、長距離サービスへの競争導入に非常に大きな役割を果たしたと評価し、殆ど同じ形式^(注17)による実施を提案していた。これに対してCRTCは、カナダでは(1)90年から再販事業者が参入し、競争状態にあったこと、(2)昨年7月から開始されたイコール・アクセスの導入がこの7月で95%完了することを指摘、オーストラリアとカナダでは状況が異なると説明している。

Telecom Decision CRTC 95-12(6.8)他

COMMENT

カナダでは、上述の通り昨年7月1日よりイコール・アクセスの導入が開始されたが、米国やオーストラリアと異なり、同時にパロットが実施されていなかった。ユニテルが経営不振に陥り、身売りを噂される中、今回の決定は弱目に祟り目といったところであろう。CRTCの決定に不服な場合ユニテルは、連邦政府に訴えることが可能である。昨年の市内料金値上げ決定、衛星放送事業者へのライセンス免除決定も連邦政府に持ち込まれ、CRTCが決定の見直しを命じられている。しかし本件について、ユニテルはこのまま決定を受け入れるとコメントした。現在上述の市内料金値上げ問題等、様々な重要案件に関する公聴会が開かれており、ユニテルとしてはそれぞれに優先順位を付けざるを得ないものと思われる。

(園山 佐和子)

衛星放送サービスに関する紛糾、終結へ

全ての事業者にライセンス取得を義務づけ。CRTCは11月1日までに付与手続きを終了させる。Expressvuにはそれまで暫定的にライセンス免除による提供を認める。

カナダ政府は、CRTCが昨年8月に定めた衛星放送サービス事業者に対するライセンス免除規定に関して、全ての事業者にライセンス取得を義務づけるよう最終決定を下した^(注18)。サービス開始の遅れを防ぐため、CRTCには95年11月1日までにライセンス付与手続きを終了させるよう命じている。なおExpressvuに関しては、9月1日から手続き終了

(注16)

キャリアの事前選択制度。郵便若しくは電話により各加入者にキャリア名を示し、その中から選択してもらう。パロット実施後は、自動的にそれぞれが選択したキャリアのネットワークに接続される。

(注17)

主な共通点は以下の通り。

- ・1回目のパロットにおいて対象者の65%以上の参加がない場合は、2回目のパロットを実施する。
- ・パロットを棄権した加入者については、既存の事業者の顧客とする。

(注18)

CRTCは、カナダ衛星の利用等、ある一定の条件を満たす事業者にはライセンスの取得を免除すると決定していた。カナダ政府は既にCRTCに見直しを命じる旨発表していたが、その後議会の審議を経て今回、政府の公式な決定となった。

(注19)

BCE、WIC(カナダ最大の民間放送事業者)らの出資するExpressvuは、CRTCの定めるライセンス免除の条件を全て満たすとして、本年9月1日にライセンス無しでのサービス開始を予定していた。



KDD RESEARCH



AMERICAS

● **COMCAST** ス免除による営業を認める^(注1)

Financial Post(7.7) Reuter News Service(7.7)

米加間の通商問題、はたまたクレティエン首相の姻戚関係(Expressvuに対抗して参入を図るPower DirecTVの出資者、パワー・コープの社長兼COOが同首相の娘婿)まで取り沙汰された、衛星放送を巡る紛糾ようやく終止符が打たれた。ExpressvuはPower DirecTV等の競争事業者に対し最低2か月間のヘッドスタートを得たこととなる。しかし、マンレー産業大臣は、消費者がすぐに衛星放送サービスに飛び付くとは考えにくく、この期間がExpressvuに不当な優位をもたらすことはないであろうとの見解を明らかにしている。一方Expressvuは、今回の紛糾の唯一の成果として、衛星放送サービスが消費者に広く認知されたことを挙げている。同社が行った市場調査では、衛星放送サービスへの加入にある程度若しくは非常に興味があると答えた人の割合は、94年12月の12%から22%まで増加した。2か月間のヘッドスタートがどれだけの意味を持つのか、9月1日のサービス開始はもうすぐである。

(園山 佐和子)



KDD RESEARCH



ASIA

韓国

デジタル・セルラーを巡る2社の争い

CDMA方式を採用したデジタル・セルラー電話サービスに関し、KMTは1996年1月に導入を計画。後発の新世紀移動通信は遅れる見込み。

韓国移動通信(以下KMT)は96年1月にCDMA方式のデジタル・セルラー電話サービスを導入する。LG情報通信が同ネットワークを受注、当初2つの移動体交換機、100の基地局からなるネットワークを構築する。KMTとしては現行のアナログ・セルラーシステムからCDMAデジタル方式システムへの移行を進め、60万加入の獲得を目指す。一方、第二セルラー電話事業者として選定されている新世紀移動通信^{注1}は当初の計画より遅れ、96年4月に同様のサービスを提供開始する見込みである。三星電子が同ネットワークを受注、当初2つの移動体交換機、140の基地局からなるネットワークを構築する。

韓国は93年にデジタル・セルラー電話サービスとしてCDMAデジタル方式の採用を決定している。

Telenews Asia(6.15)他

韓国の移動体通信市場は現在、KMTが独占的に提供、アナログ・セルラー電話で約96万加入、ペーシングで約380万加入を獲得している。KMTの独占に風穴を開けるべく、同市場に参入する新世紀移動通信は早期にKMTと競争出来る体制の整備に自信を強めていたが、KMTと同じ96年1月のサービス開始が技術的問題などで延期され、今後の加入者獲得に某かの打撃となるのは否めない。さらに、KMTは既存のアナログ・セルラー利用者を後ろ盾に事業展開が望めるものの、CDMAデジタル方式により新規参入する新世紀移動通信にとって、如何に独自性が出せるかが注目される。

なお、韓国では96年早々にもアナログ方式に加えデジタル方式のセルラー電話サービスの導入と社の競争状態、さらに本年中のPCSサービス商用化(98年以降)に向けた事業者選定など、移動体通信を巡る動きから目が離せない。

(加藤 潤一)

(注1)

新世紀移動通信はKMTに次ぐ第二セルラー電話事業者として昨年6月に免許を取得した。同社は現地資本(浦項製鉄15%、コーロン14%、KEPCO3.5%、金星、三星、現代、大宇の財閥系企業グループそれぞれ3%)と米国資本のコンソーシアムで、米国資本の選定で難航していたが、結局、エアタッチ12.5%、SBCコミューニケーションズ8.25%、クアルコム2.6%に落ち着いた。



KDD RESEARCH



ASIA

中国

シンガポール・テレコム、中国聯合通信と提携

両社の合併により、上海で50万回線の市内網、蘇州でGSM網と10万回線の市内網を構築することで検討中。但しネットワークの運用は聯合通信が行う。

シンガポール・テレコムは本年6月、中国聯合通信のネットワーク整備に協力することで合意、覚書(MOU)に署名したと発表した。これによると、シンガポール・テレコムは技術支援、要員訓練、網運用・管理のサポートなどを行う予定で、蘇州で聯合通信の市内電話網とGSM網の構築を援助するとともに、上海でも市内網の建設に参加可能かどうか検討する。

本覚書に基づく具体的な事業形態はまだ合意されていない模様だが、サウス・チャイナ・モーニング・ポスト紙が聯合通信上海分公司のLiu Zhenyuan代表に行ったインタビューによると、両社は以下のアレンジメントを検討中である。

- ・STI(Singapore Telecom International:シンガポール・テレコムの100%子会社)と聯合通信の傘下企業が本年10月を目途に合併会社を設立する。
- ・本合併会社が上海で3億米ドルの設備投資を行い、3年間で加入電話回線を50万回線敷設する。このうち10万回線の敷設を本年末までに完了する。
- ・蘇州では7,500万米ドルを投じて、加入電話回線を10万回線と、初期容量1万回線のGSM網を構築する。
- ・合併会社が建設したネットワークの運用は聯合通信が行い、合併会社に対して収益を分配する。

Teleneews Asia(6.15)、South China Morning Post(6.16)他

COMMENT

外国企業との提携戦略を繰り広げる聯合通信は、ベル・アトランティックや三井物産とも合併でGSM網の整備を行うことで合意したと報道されているが、シンガポール・テレコムとの提携は特に次の点から注目される。

- (1) 郵電部と聯合通信の双方との提携が初めて実現したこと(シンガポール・テレコムは郵電部傘下企業などと合併で、全国ペーシング網の構築も行う)
- (2) 外国企業が市内網の構築への参加を初めて認められたこと。

いずれにせよ、最近の一連の動きからすると、外資の通信サービスへの投資禁止措置が、事実上緩和される方向にあると考えられる。(岡部 浩一)



香港

CAS 免許、入札締め切り

4件の次世代移動体電話サービス免許の取得を目指し、セルラー電話サービスなどを提供中の6社が応札。なお、ウォーフ・グループは応札を見送った。

CAS免許^{注2}への入札が6月30日に締め切られ、OFTA(香港電訊管理局)は6グループが応札を行ったと発表した。応札グループの具体名は発表されていないが、香港テレコム、ハチソン・テレコミュニケーションズ、パシフィック・リンク、スマートーン、シェパリエ・テレポイント(CT-2事業者)、ニューワールド・テレフォン(新規域内電話事業者)の6社と見られる。このうち香港テレコムとハチソンはPHS方式、スマートーンとニューワールドはDECT方式でそれぞれ応札を行った模様である。OFTAは本年末までにCAS免許の落札者を決定する予定。OFTAは昨年11月、次世代の移動体電話サービスとしてPCS免許^{注3}を最大6件、CAS免許を最大4件それぞれ交付すると発表。PCS免許については、本年3月24日の入札締め切りまでに14グループが応札を行った。

KDD香港(7.5) Reuter News Service(6.30)他

COMMENT

CAS免許に応札したと見込まれる6社は、全て香港の域内電話事業者、セルラー電話事業者、CT-2事業者のいずれかであり、同地の通信サービス事業への新規参入を狙った応札はなかった。これはPCS免許の応札状況と大きく異なるところである。なお、ウォーフ・グループ(独占CATV事業者のウォーフ・ケーブルと新規域内電話事業者のニューT&T香港を傘下に擁する)は、DDIと組んでPHS方式で応札することを検討していた模様だが、PCSに重点を置きたいとして、CAS免許への応札は見送った。(岡部 浩一)

シンガポール

シンガポール・ケーブルビジョン、CATVサービス開始

約1,000世帯を対象に6月23日からシンガポール初のCATVサービスを開始した。本年9月末までに5万世帯、98年末までに全国でのサービス提供を目指す。

シンガポール・ケーブルビジョン^{注4}(以下SCV)は6月23日、タンピニース地区の集合住宅内の約1,000世帯を対象として、シンガポール初のCATVサービスを開始した。月額29.95シンガポールドル(以下SDル、約1,830円)でニュース、スポーツ、音楽など22チャンネルの基本サービスを視聴でき、追加20SDル(約1,220円)で娯楽番組など9チャンネルがプラスされる。また、1チャンネル当り月額12SDル(約730円)のプレミアム・チャンネルも用意されている。

(注2)

CAS(Cordless Access Services)は低速移動のコードレス・サービスと定義されており、機能的には着信機能を備える等、既存のCT-2(第2世代コードレス電話)を発展させたものである。応札者はPHS(日本方式)、DECT(欧州方式)、PACS(米国方式)などの中から技術方式を選択することが可能。

(注3)

PCS(Personal Communications Services)は1.7~2.0GHz帯の周波数を利用するデジタル方式のセルラー電話サービスと定義されており、欧州のPCNや米国のPCSと類似のサービスが想定されている。

(注4)

92年4月に設立されたシンガポール・ケーブルビジョン(Singapore CableVision Pte. Ltd.)は、UHF波を利用してNewsVision(CNN、ABN [Asia Business News]などのニュース・チャンネル)、HBO(米タイム・ワーナー傘下の映画チャンネル)、VarietyVision(映画、ドラマ、漫画などの中国語チャンネル)の3チャンネルの有料放送を提供してきた。94年9月に米コンチネンタル・ケーブルビジョンなどの資本参加を得て資本構成を再編するとともに(次頁の図参照)、CATV事業への進出を決定した。



KDD RESEARCH



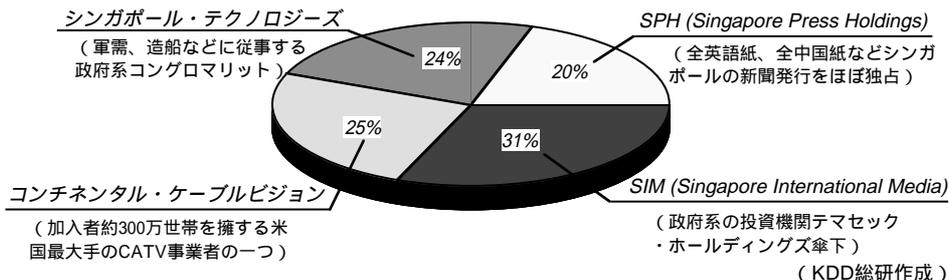
ASIA

(注5)

SCVは自社網を補充する意味で、シンガポール・テレコム光ファイバー網も利用する。なお、放送用素材の外国からの受信には、シンガポール・テクノロジー傘下のSTテレポートの地球局設備を利用する。

SCVは本年9月末までに5万世帯での受信を可能とする予定で、98年末までに光ファイバー網の構築に5億ドル(約305億円)を投じ、シンガポールの全75万世帯(但し、周辺島嶼は除く)をカバーする計画である^(注5)。The Straits Times(6.23) Financial Times(6.23)他

図 シンガポール・ケーブルビジョンの資本構成



COMMENT

SCVはシンガポール・テレコムとともにマルチメディア時代の中核を担うことになると予想される。同社は光ファイバー・インフラの整備を進めるかたわら、双方向マルチメディア・サービスの検討を行っており、また、2002年4月以降は基本電話サービスの提供も認められる方向にある一方、シンガポール・テレコムも本年第3四半期からVOD(ビデオ・オン・デマンド)の実用化実験を開始するための準備を進めており、今後両社がマルチメディア市場を巡って熾烈な競争を展開することになりそうだ。

しかし、シンガポールが本格的なマルチメディア時代を迎えるためには同国の検閲制度の緩和が課題となろう。SCVの有料放送の加入者は約25,000世帯と低迷してきたが、その一因は厳格な放送基準にあったと言われている。諸外国では加入契約が必要なペイ・テレビやCATVに対して、誰でも自由に視聴できる地上波放送より先緩い基準が適用されることも多いが、シンガポールでは同一の放送基準が適用されてきたのである。政府はCATVサービスについても引き続き厳しい態度で臨む予定であり、SCVが放送開始予定のチャンネルを全て事前に審査する。また、CATVサービスが開始され、ABN、BBC、CNNのニュースの生放送がシンガポールで初めて実現したが、放送内容が基準に抵触する場合、政府は即放送禁止とする意向である。

このような厳格な放送基準が適用され続けた場合、マルチメディア発展の芽を摘むことになりかねない。マルチメディア時代にあっては、従来までの情報の「発信者」と「利用者」の区別なく、縦横無尽な情報のフローが確保される必要があるからだ。また、より直近の問題として、アジア域の情報ハブを目指すシンガポールにとって、厳しい検閲制度は衛星放送事業者などの誘致にマイナス要因となろう。

(岡部 浩一)



KDD RESEARCH

フィリピン

フィリピンの衛星プロジェクトを巡る動向

PLDT主導のマブヘイ計画と政府主導のアジラ計画は、いずれも96年12月の打ち上げを目指し機体と打ち上げロケットを契約。両計画とも実現の方向か。

フィリピンのマブヘイ^(注6)とアジラ^(注7)両衛星プロジェクトは本年6月、いずれも96年12月の打ち上げを目指し、衛星本体と打ち上げロケットに関する契約を締結した。マブヘイは機体を米スペース・システムズ/ローラル、打ち上げを中国長城工業総公司にそれぞれ発注する。マブヘイ衛星はCバンド30本、Kuバンド12本の中継器を搭載し、ASEAN諸国を始め、インドシナ半島、日本、韓国などをカバーする予定である。打ち上げには長征ロケット3号Cが使われる。

一方、アジラは仏エアロスペースと衛星本体の供給、仏アリアンススペースと打ち上げに関する契約をそれぞれ交わした。機体にはスペースバス3000が使用され、Cバンド24本、Kuバンド12本の中継器を搭載する。アジラ衛星はフィリピン全土をサービスエリアとするほか、グアム、ハワイ、サンフランシスコをカバーするスポットビームも搭載する。

Telenews Asia(6.15/29)、Asia Pacific Telecoms Analyst(6.19)他

COMMENT

フィリピン初の衛星計画を巡り、94年央からマブヘイとアジラ両陣営の主導権争いが続いていたが、同年12月頃、マブヘイに一本化することで大筋合意を見たところと一旦報道された。しかし、結局マブヘイとアジラの統合は実現せず、今回、両計画とも機体と打ち上げ機を契約したことにより、今後の一本化はますます困難になったと言えるだろう。実際、これまで両計画の統合が好ましいとの考えを繰り返し表明してきたDOTC(運輸通信省)のリチャウコ(Josefina Lichauco)通信担当次官も、「アジラはフィリピン国内、マブヘイはASEAN域をそれぞれ主なマーケットとすることで共存は可能」との見解を示すに至った。

ただし、両計画には必要の確保もさることながら、軌道位置の確保という大きな問題が残っている。マブヘイはインドネシアのPSNが参画している強みを活かし、インドネシアの確保している軌道位置を使用することで交渉を進めている模様だが、未だ具体的な軌道位置は発表されておらず、協議が難航していることを伺わせる。また、アジラは東経161度に衛星を配備する計画だが、ITUからの割当をまだ受けていない。東アジア上空の「衛星銀座」では熾烈な軌道位置の獲得合戦が繰り広げられており、今後両計画にとって、いかに軌道位置を確保するかが大きなポイントとなりそうだ。

(岡部 浩一)

(注6)

PLDT主導の衛星計画。94年8月に発表され、同年11月、事業化会社のMabuhay Philippines Satellite Corp.が設立された。同社に参加するのはPLDT(出資率51%)のほか、中国光大集团有限公司(同33%、中国政府系企業で対外投資、貿易などに従事)、フィルコムサット(同5%)、PSN(PT Pasifik Satelit Nusantara)(同5%、インドネシアの衛星運用事業者)、GMA-7(フィリピンの放送事業者)など。

(注7)

フィリピン政府主導の衛星計画。94年6月にDOTC(運輸通信省)およびフィリピン・キャリア16社がAgila計画を推進するための覚書を締結、このうち12キャリアの参加により、同年9月末、事業化会社のPhilippines Agila Satellite Inc.が設立された。



KDD RESEARCH



ASIA

インドネシア

200万回線敷設計画の入札結果

5区域の落札コンソーシアムが決定。インドサット/テルストラ/NTTを中核とするMGTIは、人口3,300万人の大きな潜在市場を擁する中部ジャワ区域を落札。

インドネシア政府は本年6月、Repelita VIの200万回線敷設計画の入札結果を発表した。下表のとおり、スマトラ島、西部ジャワ、中部ジャワ、カリマンタン島、東部島嶼の5区域で、それぞれ、フランステレコム、米US ウェスト、豪テルストラ/NTT、テレコム・マレーシア、シンガポール・テレコムの参加するコンソーシアムが選定された^(注8)。

落札コンソーシアムに対する議許期間は13年、15年、17年の3通りが検討されていたが、15年に決定された。各コンソーシアムは99年3月までに合計200万回線を敷設する義務を負い(内訳は下表参照)インドネシア政府によると、必要な投資額は5区域を合わせて20億~30億米ドルにのぼる見込みである。

KDDジャカルタ事務所(6.22)、KDDシドニー事務所(6.21)他

(注8)

東部島嶼区域(バリ島、スラウェシ島、モルッカ諸島、イリアン・ジャヤなど)については、シンガポール・テレコムの参加するPT Bukaka Singtel Intl.が唯一応札していたが、入札価格を巡るインドネシア政府と同コンソーシアムとの交渉が長引き、落札発表が約一週間遅れた。

表 Repelita VIの200万回線敷設計画、落札グループ

区域	落札コンソーシアム	主要現地資本	主要外国資本	敷設義務回線数
スマトラ島	Pramindo Ikat	アストラ・グループ	フランステレコム	46万回線
西部ジャワ*	Tiga A	ラジャワリ・グループ	US ウェスト、トーマン	50万回線
中部ジャワ	MGTI (Mitra Global Telekomunikasi Indonesia)	インドサット(30%)、Widya Duta Informind(15%)	テルストラ(20%)、NTT(15%)	44万回線
カリマンタン島	Daya Mitra Malindo	A. Latief Corp. (40%)	テレコムマレーシア(25%)	23.7万回線
東部島嶼	Bukaka Singtel Intl.	PT Bukaka Teknik Utama	シンガポール・テレコム(40%)	40.3万回線

*ジャカルタ首都圏を除く

(KDD総研作成)

図 200万回線敷設計画の落札区域



KDD RESEARCH

COMMENT

インドネシア政府はRepelita VI(第6次国家開発5ヵ年計画:1994年4月~1999年3月)の一環として、インドネシア全土で500万の加入電話回線の増設を目指している。このうち300万回線はテルコムがジャカルタ首都圏(ジャカルタ、ボゴール、タンゲラン、ベカーシなど)と東部ジャワで敷設する計画であり、残り200万回線を民間コンソーシアムがスマトラ島、西部ジャワ、中部ジャワ、カリマンタン島、東部島嶼の5区域でテルコムとのKSO方式(Kerja Sama Operasi:共同運用方式)により敷設する。

KSO方式の詳細は発表されていないが、現地での報道などから概ね以下のとおりだと考えられる。

- ・テルコムはネットワークの技術仕様とタリフを決定し、民間コンソーシアムを指導・監督する。
- ・民間コンソーシアムは加入電話網を増設・運用するとともに、割当区域内のテルコムの既存ネットワークただし長距離網は除くも運用する。
- ・譲許期間(15年)の終了後、テルコムが全ネットワークの所有と運用を引き継ぐ。
- ・最高意思決定機関として、各区域毎に諮問委員会(Consultation Forum)が設置される。本委員会はテルコムと民間コンソーシアムを代表する同数のメンバーにより構成され、テルコムが委員長を務める。
- ・民間コンソーシアムはテルコムに対し、(1)一時払いの頭金(Initial Investor Payment)、(2)毎年の支払い金(Minimum Annual Revenue)、(3)収益の分配金(Distributable Revenue)^{注9)}の3項目の支払い義務を負う^{注10)}。

ところで、NTTは事前資格審査にはサリム・グループなどと組んで臨んだが、94年11月に発表された審査結果が「失格」であった。そこでNTTは、審査を通過した12の企業連合のいずれかに参加するための交渉を開始、本年2月頃までにMGTIコンソーシアムに加わることで合意に達した。中部ジャワ区域は人口約3,300万人、電話普及率1%以下と大規模な潜在市場が見込まれ、西部ジャワ区域とともに今回の入札で最も注目されていた区域の一つである。

(岡部 浩一)

(注9)

収益の分配金は、基本的にはキャッシュ・フローから毎年の支払い金を控除した額に一定の割合を乗じて算出される。この割合については、テルコムの既存網には100%、民間コンソーシアムが新規に敷設したネットワークには30%程度(ただし、東部島嶼区域を除く。同区域は49%と報じられている)が適用される模様である。

(注10)

3項目を合計したテルコムの15年間の総収入は、現在価値換算で13兆9,820億ルピア(約5,300億円)に達する見込みだと発表されている。

インド

市内電話サービスの新規免許に16グループが応札

インド21地区での事業者選定に関する入札が締め切られる。6~8週間後にも落札グループが決定。

インド国内21地区(circle)の市内電話サービスの提供事業者選定に関する入札が6月23日に締め切れ、次ページの表のとおり、16社の合弁企業(コンソーシアム)が応札した。但し、紛争の続くジャム・カシミール州だけは応募がなかった。落札グループは6~8週間後に決定される予定である。インド政府は昨年の通信自由化の方針に基づき、本入札



KDD RESEARCH



ASIA

(注11)

インド政府は通信自由化を機に、DOTをサービス提供事業者、政策策定機関、規制機関の3組織に分割することを検討している。

で各地区1社のサービス提供事業者を選定、現在の提供事業者であるインド通信庁(DOT)^{注11}と競争させる計画である。なお、NTTは伊藤忠商事、現地資本RPGとコンソーシアムを組み、合計5地区に応札している。

Reuter News Service(6.23) KDDシドニ-事務所(6.29)

COMMENT

本年6月7日に締め切られたセルラー電話サービスに関する入札に引き続き、DOTとの競争や慢性的回線不足の解消に向け、海外の有力キャリアと現地の大手資本の組むコンソーシアムが入札に参加したことが明らかになった。セルラー電話サービス同様、ASEAN域の通信関連企業が参加するほか、米国のRHCsも多数参加、特にナインックスは応札企業の中で最高の20地区に応札し免許取得に向け積極的である。なお、BT、フランス・テレコム、シンガポール・テレコムはセルラー電話サービスに応札しているが、市内電話サービスの入札には名を連ねていない。

また、NTTはインドにおいて子会社NTTIを通じ、伊藤忠商事およびRPG(現地ゴエンカグループ傘下)と既に別の合併会社を設立、本年に入り合併会社が事業主体となってペーシング事業を始めている。(加藤 潤一)

表 市内電話サービスの新規免許に応札した企業連合一覧

コンソーシアム名	落札主要参加企業	応札地区数
JT Telecom	Indchem、Jasmin(タイ)、TOT(タイ)、Telia(スウェーデン)	3
Hughes-Ispat	Ispat、Hughes(米)、Altel(米)	5
Bharti Telnet	Bharti Telecom Ltd、STET(イタリア)	2
Eurotel India	Videocon、Punwire、Deutsche Telecom	2
Basic Tele Services	RPG、NTT、伊藤忠商事	5
HFCL Bezeq Telecom	Himachal Futuristic、Bezeq(イスラエル)	9
Tata Teleservices	Tata、Bell Canada	5
Techno Telecom	Usha India、Moscow Telecom	3
Essar Comvission	Essar、Bell Atlantic	8
Birla Comm.	Aditya Birla、AT&T	4
Spic-Telstra	Spic、Telstra(豪)	1
US West-BPL	BPL、US West	5
Sterlite Telekom	Sterlite Industries、Telecom Malaysia	3
Reliance Industries	Reliance Industries Ltd、Nynex	20
Modi Infotech	BK Modi、BellSouth、Telecom Holding(タイ)	1
Telelink Network	Shyam Group、ARM、広東省郵電管理局(中) Harris(米)、Dhow Holdings(クウェート)	5

(KDD総研作成)



KDD RESEARCH

オーストラリア

シンガポール・テレコム、最大手の再販事業者に出資へ

AAPテレコミュニケーションズに24.5%、約33億円の出資を行なうことで合意。97年の通信完全自由化を控え、再販業界全体の再編に発展する可能性も。

シンガポール・テレコムは本年6月末、AAPテレコミュニケーションズ(以下 AAPT)^{注12)}に24.5%出資することで合意した。シンガポール・テレコムは100%子会社のシンガポール・テレコム・インターナショナル(STI)を通じて5,500万豪ドル(約33.1億円)の現金を支払い、AAPTの新規発行株式を取得する。本出資には豪州外国投資委員会の承認が必要とされる。

STI参加後のAAPTの資本構成は、AAPインフォメーション・サービス(現地通信社で傘下に複数の新聞社を持つ)51%、トッド・コーポレーションズ(ニュージーランド有数のコングロマリット)24.5%、STI 24.5%となる。AAPTは94年に同社株式を売却したMCIに代わる海外キャリアとの戦略的提携を目指していた。

KDDシドニー事務所/World Telecom Daily(6.26)他

COMMENT

シンガポール・テレコムは92年3月、VAN事業者のインフォリンク・ネットワーク・サービス(Infolink Network Services Pty Ltd)に55%の出資を行い、オーストラリアへの進出を果たした^{注13)}。同社はパケット交換によるデータ通信サービスを提供していたが、シンガポール・テレコムの参画後、付加価値ファックス・サービス、専用線の再販サービスなども開始し、事業領域の積極的な拡大に乗り出した。また、シンガポール・テレコムはインフォリンク・ネットワーク・サービスへの出資率を徐々に拡大してきており、現在の出資率は99%以上に達した。これに伴って同社の社名もシングコム(Singcom(Australia)Pty Ltd)に改められた。

今回シンガポール・テレコムのAAPTへの出資が合意され、AAPTとシングコムとの関係が気になるところだが、目下のところ事業の統合計画等は発表されていない。しかし、シンガポール・テレコムが両社の整合性を検討しないままにAAPTへの出資を決断したとは考えにくく、今後何らかの形でAAPTとシングコムとの事業の整理・統廃合が行われると予想される。

一方、97年7月に予定されている通信市場への完全自由競争の導入を控え、AAPTのラリー・ウィリアム社長は自由化以降、現在の再販ベースを越え、設備ベースによるサービス提供までは消極的と伝えられているものの、シンガポール・テレコムとの提携は設備ベース事業への布石などと穿った考え方もできよう。この意味からも今回の提携をきっかけとして、再販業界全体の再編が始まる可能性もあり、今後の動静が注目される。

(岡部 浩一 / 加藤 潤一)

(注12)

AAPテレコミュニケーションズ(AAP Telecommunications Pty Ltd)は91年に設立されたオーストラリア最大手の再販事業者。ビジネスユーザー向けにテルストラより割安な国内長距離・国際通信サービスを提供、現在約2万社の企業顧客を獲得している。94年の売上高は約1.5億豪ドル(約90.3億円)、純利益は約210万豪ドル(約1.3億円)と発表されている。

(注13)

シンガポール・テレコムは米パシフィック・テレシス・インターナショナル(現エアタッチ・コミュニケーションズ)などとコンソーシアムを組み、92年に実施された第三セルラー免許の入札にも参加したが、英国ヴォダフォンとAAPTの合弁会社「アリーナ GSM」(現ヴォダフォン)が落札、シンガポール・テレコムの移動体通信への進出はならなかった。



KDD RESEARCH



EUROPE

欧州全般

DTとFT、スプリントと契約締結

株式の売却金額は、株価に応じて算定。共同の意思決定機関と、バックボーンネットワーク部門も包括するサービス提供会社を設立する。

スプリント、ドイツ・テレコム(DT)、フランス・テレコム(FT)の3社は、スプリントの株式20%(8,620万株を新規発行)をDT、FTに売却することで正式に契約した。DT、FTはそれぞれ最低1名ずつの役員をスプリントに送り込む。

3社は94年6月に提携に関するMOUを締結していたが、今回の契約では以下の点が変わっている。

- ・売却の金額は、スプリントの株価によって決定する^(注1)。
- ・スプリントが検討している移動体通信部門の分離が行われた場合には、これを考慮して分離が行われなかった場合に比べ低い価格とする^(注2)。
- ・意思決定機関Global Venture Boardを設立する。議決権は3社均等に保有する。
- ・サービス提供会社を2社設立する。1社(3社均等に出資、ただしDT、FTはアトラスを通じての出資となる)が独仏を除くヨーロッパを、1社(スプリントが50%、DT、FTがアトラスを通じて25%ずつを出資)が欧米以外の全世界を担当する。MOUでは独立法人とする計画であったバックボーンネットワーク部門についても、これら2社が担当する。

新JVは、(1)多国籍企業向けの音声・データ・映像サービス (2)カードサービスを初めとするコンシューマ向けサービス (3)キャリアズキャリアとしての通信事業者へのサービス提供等を行う。

今回の提携については欧州委員会、米国司法省、FCCの認可が必要である。司法省およびFCCは契約締結に先立って審査を開始している。欧州委員会は、契約締結から約1か月後の7月18日に審査開始を発表した。

Press Release(6.22) KDDI[®] 事務所他

COMMENT

今回の決定に至るまで、MOUの締結から約1年を要している。1つの原因は、MOU締結時に40ドル程度であったスプリントの株価がCATV事業社とのJVによる地域電話サービスの提供や、PCS免許料の支払といった莫大な投資への懸念により低下し(6月21日現在で34ドル)売却金額を再考する必要が生じたことにある。今回発表された極めて複雑な金額算定方法は、交渉過程が困難であったことを窺わせる。

(注1)

売却金額の算定方法は非常に複雑なものとなっている。20日間の平均株価が34.982ドルから37.78ドルの間にあるケースでは、1株あたりの金額を47.225ドルとする。この場合の総額は約40億7,000万ドルとなる。37.78ドルより高値の場合は25%のプレミアムを付ける。また、34.982ドル未満の場合には買収を延期して最長5年まで株価の上昇を待つが、株価が回復しない場合に売却を取り止めるケースも規定されている。

(注2)

スプリントは、本契約締結から約1か月後に分離を正式発表した(本号別記事「スプリント、セルラー部門をスピンアウトへ」参照)。

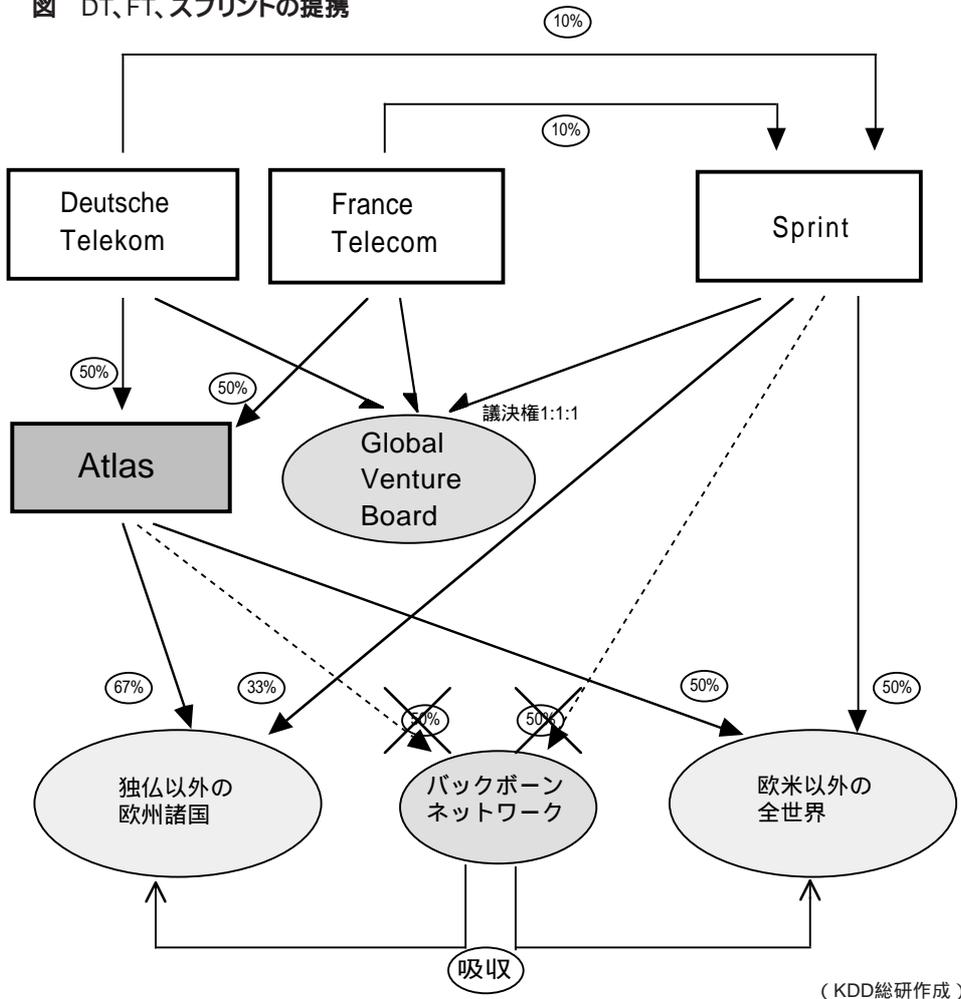


KDD RESEARCH

スプリントは、94年10月にFCCに対して資本提携承認を申請している。スプリントはBTによるMCI株式取得との類似性を主張して認可を得ようとしているが、ほぼ独占企業といえるDT・FTをBTと同列に論じることには無理があり、各社から反対のコメントが寄せられた。MOU締結が行われた1年前との比較では、DT・FTのインフラ独占が一部崩れたこと、通信自由化に98年1月という期限が設定されたことは評価されるが、独仏市場の開放は米英とは比較にならない状況に変わりはない。

なお、本提携の前段となるDTとFTによるJVアトラス設立について、欧州委員会は独仏両国の市場の閉鎖性を指摘して両キャリアに警告書を送付した。その後DTとFTは欧州委員会に対して業務内容の修正案を提出した模様であり、承認が近日中になされるとの見方も出てきている。
(細谷 毅)

図 DT、FT、スプリントの提携





EUROPE

テレフォニカ、ユニソースに正式参加

1994年の業績も好調、ユニワールドを通じたAT&Tとの関係が注目される。

6月26日、テレフォニカは130億ペセタ(約93億3,000万円)の出資を通じて、オランダPTTテレコム、テリア、スイスPTTとともにユニソースの均等出資者となった。

テレフォニカとユニソースの関係は、1994年10月末に締結された提携協定によって強化されてきたが、今回の出資によってテレフォニカはユニソースに正式に参加することになった。なお、テレフォニカは当初はスペイン国内のデータ通信サービスはユニソースから切り分け、当面は国際通信にのみ参画する

Agence France Press(6.26)

欧州委員会は本年3月、競争政策の観点からユニソースに関する審査を開始しているが、ユニソースは本件を既に欧州委員会に通知している。

また、ユニソースは同時に1994年の業績発表を行った。それによると、1994年の総売上は、9億3,300万ギルダ(約512億3,100万円)と前年の2億9,400万ギルダ(約161億4,354万円)から大きく伸びたが、特にAT&Tと合同で受注した欧州VPNユーザー協会のVPN網構築契約が大きく寄与している。なお、純損失は前年の5,000万ギルダ(約27億4,550万円)から4,100万ギルダ(約22億5,131万円)へと削減された。

(青沼 真美)

欧州委員会

移動体通信の自由化指令案を採択

1996年からの一斉自由化に向けて、新規事業者に対する自営網構築や代替インフラとの接続を認める指令案を採択。

欧州委員会は6月21日、移動体及びパーソナル通信に関する自由化指令案を採択した。本案は、新規事業者による自営網構築、域内における新規事業者ネットワーク間の相互接続、新規事業者のネットワークと公共事業者が保有する代替インフラ^(注3)との接続を、1996年1月1日から認めるものとなっている^(注4)。欧州委員会は関係各界への諮問の後、本年9月にはローマ条約第90条に基づく委員会指令としてこれを発出、指令内容は1996年から発効することになる。

Agence France Press(6.22) KDDベルギー他

COMMENT

これまで、英国、スウェーデン、フィンランドを除くEU加盟国では国内法で認められていなかった移動体通信事業者に対する自営網構築が、1996年より解禁されることになる。セルラー電話を例にとると、EEA域内およびスイスにおける加入者数は、1994年5月からの一年間で1,014

(注3) 各国国内法で、鉄道事業者や電力会社などに所有が認められた自営網。

(注4) スペイン、ポルトガル、ギリシャ及びアイルランドには5年間、ルクセンブルクには2年間の猶予期間が与えられている。



KDD RESEARCH

万加入から1,635万加入へと飛躍的な伸びを見せており、欧州委員会は移動体通信市場のさらなる発展に向けて、自由化を早期に達成すべく各加盟国の支持を求めている。しかしながら、6月13日に開催された閣僚理事会においても加盟国間の意見は分れ、最終的に委員会指令を発出するに至っている。本指令の発効により、新規事業者がPTTに対して支払う回線使用料の逡減および自社網の構築による新規雇用創出が見込まれており、欧州移動体通信そして労働力市場の活性化が期待されている。

(青沼 真美)

1996年から代替インフラを自由化

1998年からの完全自由化ならびに1996年からの代替インフラ自由化を規定する委員会指令案と相互接続ONP指令案を発表、自由化実現に向けて法的手続きの整備に着手。代替インフラの自由化でアトラス承認に弾みがつく?

欧州委員会は、1994年10月に発表された「電気通信インフラとCATV網自由化に関するグリーンペーパー」で提唱された規制環境整備の一環として、7月19日に2つの指令案を発表した。

1つは、サービス/ネットワークインフラの自由化に関する指令案で、1998年からの完全自由化および1996年からの代替インフラ経由での通信サービスの提供を認めるものである^(注5)。なお、CATV網に関しては、1994年12月に自由化指令案が提出されており、今回の指令案によって全ての代替インフラが1996年に自由化されることになる。但し、基本音声サービスに関しては、1998年までは各国主官庁の独占提供が留保される。欧州委員会は関係各界への諮問後、ローマ条約第90条3項に基づく委員会指令として本年末までにこれを発出する^(注6)。また、本指令案では、自由化と並行してユニバーサルサービスの保証が規定されている。具体的には費用負担に関する公正なシステム確立を含めて、相互接続条件・規則を1997年内に確立するよう提案されているほか、既に発効している指令の準拠を含めて、完全自由化に向けて各加盟国での規制環境を1997年末までに整備するよう規定されている。特にライセンス付与に関しては^(注7)、各加盟国は1997年1月までに音声サービスならびにインフラ構築に関するライセンス付与手続きを欧州委員会に対して通知し、同年7月までにライセンス付与条件や相互接続要件を公表するよう規定されている。

もう1つは、相互接続ONP指令案である。これは、EUにおけるネットワークの調和化に関する現行法「ONP枠組み指令」を1998年以降の市場環境に対応させるものであり、各国PTTと新規事業者とのネットワーク相互接続に関して、EUレベルでの規制・条件の確立を図る内容となっている。また、欧州委員会は、市場参入環境を整備して域内外からの投資促進に努める一方、ユニバーサルサービスの保証に関する規定も盛り込んでいる。なお、本指令案は、マーストリヒト条約第100条a項に規定された法的手続きに基づく理事会指令として1997年末までに発出される予定である。

<出典>Financial Times(7.20)他

(注5)
スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドには5年間、ルクセンブルクには2年間の猶予期間が与えられる。

(注6)
実質的には、1990年に発出されたサービス自由化指令の修正となる。

(注7)
欧州委員会は「電気通信インフラ及びCATV網自由化に関するグリーンペーパー」において、1998年以降のライセンス付与は一定の共通条件下で各国規制機関が行うよう提唱しており、本指令はそれを受けたものとなっている。





EUROPE

COMMENT

今回発表された2つの指令案は、「ポスト1998」に向けてのEU電気通信政策ビジョンとなっている。これまでは決議採択という形で方向性が確認されていた1998年からの電気通信完全自由化も、今回の法案提出によって実務レベルでの整備がなされることになった。また、結果的にEUにおける代替インフラの自由化は、昨年提示された欧州委員会の原案通りに実現する運びとなったわけだが、その背景には勿論、早期の自由化実現を目指す欧州委員会の確固とした意思がある。さらに、競争激化を見越して自由化を支持する加盟国が増えたことを一因として指摘することができよう。また、本指令案の発表は、仏独キャリアにとってはアトラス承認に向けての大きな一歩となった。本年5月、欧州委員会が仏独キャリアによる合併会社アトラスを却下し、その承認と引き替えに仏独両国における代替インフラの自由化を条件としたことは記憶に新しい。両社は、9月15日までに欧州委員会に対して事業計画の修正案を提出するよう求められていたが、結果的には本指令案が閣僚理事会や欧州議会に付議する必要のない委員会指令として発表されたことにより、欧州レベルでの自由化政策の帰結としてアトラスが承認される可能性が高まっている。

なお、既に指令案が提出されているCATV網の自由化指令ならびに移動体通信に関する自由化指令は、本年9月にも委員会指令として発出される見込みである。(青沼 真美)

英国

CATV事業者、国際通信にも進出

ロンドンのCATV事業者6社が共同で国際通信市場への参入を計画。

ICN(Integrated Communications Network)^{注8)}は、本年秋から来年初頭を目途に国際通信サービスを提供する計画を明らかにした。

現在、英国では設備ベースでの国際通信サービスの提供は、BT及びマーキュリー以外には認められていないため、ICNは両者から国際専用回線を調達して、公専公型のサービス提供を目指す^{注9)}。

Fintech Telecom Markets(6.22)

COMMENT

一般的には、CATV事業者が独自で国際単純再販サービスを提供する旨味はない。しかし、ICNの場合には、いずれの事業者もロンドン中心部の企業ユーザーをターゲットに電話サービスを提供しており、公専公解禁対地宛てにある程度のトラフィックが見込まれること、また、設備構築費用が分担できることから、単純再販市場への参画を図るものと考えられる。

なお、本年3月にスプリントと相互接続協定を締結したテレセンシャルは、すでに同様のサービス提供を行っている。また、他のCATV事業者も、今夏の国際単純再販サービス提供を予定しているテリアやACCとの相互接続交渉を行っている。(青沼 真美)

(注8)

旧称はロンドンインターコネクト。ロンドンにフランチャイズを持つCATV事業者であるビデオロン、ケーブル・ロンドン、ケーブルコーポレーション、エンコム、テレウェスト、ナイネックスの6社が結成したグループ。現在ロンドン地区の27のフランチャイズを相互接続して、主にビジネスユーザーを対象に通信サービスを提供している。また、テレセンシャルもICNに参加する模様である。

(注9)

現在英国政府が公専公接続を認めている相手国は、オーストラリア、カナダ、スウェーデンおよび米国の4か国である。



KDD RESEARCH

オフテル、番号計画に関する諮問文書を発表

ユーザーの負担をできるだけ少なくするというオフテル案に対して、BT・マーキュリー等事業者は連合して反対を表明。

オフテルは、将来的な番号計画についての諮問文書を発表した^(注10)。本書は、とりわけ固定網の番号不足解消を目的とするもので、ユーザーの利便性を最優先にしたうえで、特に番号不足が著しい地域における対応策に重点が置かれている。具体的には、新たに導入する「02」で始まるエリアコードの併用や、ナンバーポータビリティの導入^(注11)による効率的な番号割当てが提唱されており、「01」で始まる現行のエリアコードの需要には、以下のステップで対応するとしている。

1) 現行の番号体系の見直し

加入者番号の桁数増加(0169-XX-YYY 0169-5XX-YYY) 企業ユーザーに対する追加番号確保のとりやめ、加入者番号使用サイクルの短縮など

2) 現行の番号体系の変更

エリアコードの短縮(01756-XXX-YYYY 0175-6XXX-YYYY)による番号増加

3) 新たな「01」番号の付与

地域番号の変更に伴う新番号付与(0195-XXX-YYYY 0183-ZZZ-WWWW) または、各区域を二分して一方に新たなエリアコードを割り当てる。

オフテルは本文書に対するコメントを8月25日まで受け付けており、関係各界の意見を取り入れた後、今秋にも改めて施策を発表する。

KDD UK

COMMENT

オフテルは本年4月、電話番号不足解消の一環として、全国的な地域番号の変更を実施しており、本書はそれに続く全国番号計画の指針を提示するものである。オフテルがユーザー最優先の立場を強調している一方、BT、マーキュリーなどの事業者は、より簡素化された解決策が必要であるとして既にこれに反対を表明している。 (青沼 真美)

ドイツ

C&WとVebaの資本提携、正式締結

VebacomとC&W Europeの傘下に事業を集約。C&Wはマンネスマンモバイルフォン株式を売却へ。

C&WとVebaは、資本提携を核とする業務提携を正式に締結した。95年1月に調印した覚書に沿うもので、具体的内容は以下のとおり。

(注10)
英国では、1994年夏に番号計画の所管がBTからオフテルに移管された。

(注11)
BTの費用負担を巡る裁定はMMCに持ち込まれているが、BTはビデオロンに対するナンバーポータビリティの試行を本夏より開始する。





EUROPE

(注12)

94年5月に営業を開始したPCN(DCS1800)事業者。出資比率はVebaとTysser(鉄鋼会社)がそれぞれ28%、ベルサウスが21%、ヴォダホンが16%等。

(注13)

Vebacomはイリジウムに1億4,000万ドル(10%相当)を出資、欧州北部及び西部におけるサービス提供を一元的に行う予定。

(注14)

96年にサービス開始予定。C&Wが20%、Vebaが15%を出資している。

(注15)

パケット交換、LAN間接続サービスに加え93年3月から国際電話サービスを提供。C&Wが40%を出資している。

(注16)

CUGを対象とした企業内通信、CATV、実験プロジェクトのための伝送路の規制緩和については認められることとなった。現在、Vebacom、RWEなどが実験プロジェクトの申請を行っている。

(注17)

現在、ドイツの移動体通信事業者は基地局を設置することは認められているが、基地局及び交換局を接続する伝送路についてはドイツテレコムが独占となっている。ドイツテレコムが提供できない場合に限り、自営伝送路の利用が可能。



KDD RESEARCH

C&Wは8億2,500万ポンド(約1,150億円)を95年から98年の間に投資しVebacomの新規株式45%を取得する(55%はVebaが所有)経営権はVebaが持つ。Vebacomはドイツにおける通信事業の持株会社として機能し、E-Plus^(注12)やイリジウム^(注13)に出資する。

C&W Europeをベルギーに設立する。当初はC&Wの100%子会社とし、その後Vebaが3,800万ポンド(約52億円)で新規株式(50%相当)を取得する。C&W Europeは英独以外のEU諸国とスイスを担当する。フランスのブイグテレコム^(注14)、スウェーデンのTele2^(注15)に出資する。

現在展開しているPCNについて統一的な事業展開を行う覚書を締結した。フランスのブイグテレコム、ドイツのE-Plus、イギリスのOne-2-Oneが対象になる。

C&Wは現在所有するドイツの第二GSM事業者マンネスマンモバイルフンク(MMF)の株式(5%)を売却する意向。これは、MMFがE-Plusの事業と競合することになるためである。

今回の提携は欧州委員会の承認を必要としている。承認を経て95年夏には提携手続きを完了の見込み。

KDD UK他

COMMENT

1月の覚書締結当時は最終的な契約締結を3月に予定していた。6月末にまで遅れた理由として、数多くの事業者に出資を行っているVebacomの資産額を評価するのが困難だったことが指摘されている。最終的には、94年末時点で4,800万ポンド(約66億円)と評価された(なお、C&W Europeについては1,000万ポンド(約14億円)と評価)

1月の覚書に沿って、Vebaは既にC&Wの発行済み株式の10.5%を9億ポンドを投じ株式市場より調達している。両社にとって現時点では最も収益が期待される移動体通信部門を統合する今回の提携と合わせて、Vebaは「C&W連邦」の一員となる姿勢を明確にしたと言えるだろう。

なお、マンネスマンモバイルフンク株式の売却額は2億5,000万~3億ポンド(約350億~420億円)と試算されているが、これはVebacomへの出資金の一部に充当される。(細谷 毅)

98年以前の移動体通信事業者による自営伝送路構築、見送りへ

■ 新電気通信法案を審議していた政府郵便電気通信諮問委員会による決定。その他の事項は概ね原案通り承認。

政府郵便電気通信諮問委員会(Regierungsrat)は、ベーチ郵電大臣から提出されていた新電気通信法案を審議した。法案は大筋で原案通り認められたものの^(注16)、98年以前の移動体通信事業者による自営伝送路構築は認められないことになった^(注17)。

ベーチ郵電大臣はこの結果に対し、アトラス承認の審査を行っている欧州委員会の態度硬化につながると懸念を表明したものの、政治的混乱による自由化スケジュールの遅れを避けるため、最終的に決定を受け入れる意向である。なお、郵電大臣は諮問委員会の決定を覆すことができる。

KDDI 伊他

COMMENT

95年3月に発足した諮問委員会は32人の委員で構成され、そのうち16人は連邦議会、16人は連邦参議院(各州から選出)の代表となっている。パーチェ郵電大臣は、諮問委員会においては与党勢力が優勢であるとみて、当初法案通過について楽観視していた。それにもかかわらず今回このような決定に至った理由としては、野党SPDのみならず、第二テレコムを目指すViagの地元であるバイエルン州選出の委員が反対したことが大きい。既に移動体通信を行っているマンネスマンモバイルフックとE-plus^(注18)のみに先行的に自営伝送路構築を認可することは、それ以外の新規事業者の間に格差を生じさせる可能性があり、バイエルン州の反対票につながったと考えられている。

ドイツは95年6月のEU電気通信閣僚理事会において、移動体通信事業者による自営伝送路構築については96年からの認可を主張していた。その後、欧州委員会では96年の移動体通信の自由化(自営伝送路構築解禁を含む)を委員会指令として採択しており、9月の発出を目指している。欧州委員会に正面から対立する今回の決定がどのような経緯を辿ることになるのか、今後注目したい。

(細谷 毅)

(注18)

94年5月に開始したPCN(DCS1800)事業者。出資比率は、鉄鋼会社Tyssen及び電力会社Vebaがそれぞれ28%、ベルサウスが21%、ヴォダホン16%などとなっている。

フランス

フランステレコムの民営化、再度延期に

■ 本年9月に報告書を提出、株式会社化は早くとも97年に。ルーレ総裁の進退問題も。

フランス政府は96年前半に予定されていたフランステレコム(FT)の株式会社化と民営化を早くとも97年まで延期することを決定した。フィヨン技術・情報・郵電大臣が発表したコミュニケによれば、9月に報告書を提出し、96年春に法案が議会に提出される予定。また、フィヨン大臣はコミュニケの中で、延期はするものの、FTの株式会社化は不可避であるとの見解を改めて述べた。

なお、民営化延期の決定によって、早期民営化を主張しフィヨン大臣と対立するFTのルーレ総裁は辞任の可能性が濃厚との報道がなされていたが、報告書の提出される9月までは留任する見込みである。

KDDI[®] 事務所他

COMMENT

過去の度重なるスケジュール変更が続いて、再び民営化が先送りされた背景には、依然根強い労組の反対がある。ルーレ総裁は、民営化にあたっての人員削減を危惧する組合側に対し、職員の公務員としての地位保証等を打ち出して対話を進めてきたが、現在に至るも理解が得られていない。FTを含む公共機関の職員は、大統領選挙直後の5月30日にも大規模なストを行っており、失業対策を最大の課題とするシラク政権の対応が注目されていた^(注19)。今回の民営化延期で、売却益による財政赤字の削減も望めないこととなる。

(注19)

選挙中の最大の公約であり、7月1日からは雇用イニシアチブ契約(1年以上の長期失業者を雇用した経営者に対しては、社会保証負担が2年間免除されるとともに、月額2,000フランの補助金が支給される)を実施している。



KDD RESEARCH



EUROPE

ドイツテレコム(DT)との提携であるアトラスにおいて、FT・DT両社は株式の交換を計画していたが、今回の発表で提携計画の変更を余儀なくされる可能性も出てきた。なお、DTのSommer社長は、米国司法省によるFT・DTとスプリントの提携認可後に、民営化と提携は別問題であるとの見解を述べている。(細谷 毅)

オランダ

第二通信事業者をめぐる動向

オランダ国鉄がEnerTel / テレコム2から撤退、独自路線を目指す。政府は免許付与方針の再検討を迫られることに。

オランダ国鉄(NS : Nederlandse Spoorwegen NV)は、第二通信事業者を目指す「テレコム2」への出資コンソーシアムEnerTel(注20)から撤退し、独自路線により通信事業を行う意向を発表した。EnerTelはNSを欠いたまま存続することになり、9月までには新しい事業計画を策定する予定。一方NSは、本年10月までの新コンソーシアム結成を目指している。
<出典>Fintech Telecom Markets(7.6)他

(注20)

EnerTelは政府方針により設立されたコンソーシアムで、NSが25%、各地域の電力事業者(CATV事業者を所有)が75%を出資している。

COMMENT

テレコム2の分裂はNSと電力事業者の事業方針の対立に起因する。NSは、自社が保有する4,000kmのネットワークをバックボーンとして、統合された全国規模の通信事業者を設立することを目指したのに対し、電力事業者は地域毎に事業展開を行い、NSを長距離事業者と位置付けることを主張した。また、フィリップスとUSウェストがCATVネットワークを買収してマルチメディア関連の合併会社「A2000」を設立したことで、電力事業者がCATV事業の価値を再認識し、EnerTel内部でNSと主導権争いを行ったことも原因として指摘されている。

現在オランダでは、新電気通信法が審議されているが、提出された法案では、PTTテレコムへの競争事業者として全国規模の免許を1事業者に限定して付与する方針が打ち出されている。事実上唯一の候補であったテレコム2が分裂したことによって、政府は免許付与方法について見直しを迫られている。現在政府は修正案として地域免許の導入を検討しているが、全国規模の免許を複数の事業者に付与する方法も支持を集めている。いずれにせよ、政府による恣意的なデュオポリー導入は失敗に終り、競争事業者が複数になることでPTTテレコムの相対的な力は高まると考えられている。

なお、テレコム2への出資比率はEnerTelが80%、ベルサウスが20%となっている。しかし、NSは潜在的パートナーとしてベルサウスの名前をあげており、ベルサウスがテレコム2の将来性への懸念からNS側に乗り換える可能性も十分あると見られている。いずれにしろオランダ通信市場への参入を目指すベルサウスとしては、新電気通信法の方向性が確定するのを待って最終的な決定を行う意向である。(細谷 毅)



KDD RESEARCH

イタリア

テレコムイタリア、移動体通信部門を分離

■ 子会社Telecom Italia Mobileを7月17日にミラノに上場、好調な滑り出しを見せる。STET株式売却への好材料。

テレコムイタリアは、7月14日に移動体通信部門をTelecom Italia Mobile(TIM)として分離し、17日にミラノ証券市場に上場した。新社長にはテレコムイタリアのDirector GeneralであったVito Gamberale氏が就任した。

TIM分離に際し、テレコムイタリア株式(94年8月に上場)の保有者は、1株につきTIM株式1株を受け取る。この結果、テレコムイタリア同様TIMについても、持株会社STETが61.8%保有の最大株主となっている。TIM株式は上場初日の17日に5,860万株が取引され、終値は当初の予想より高値の2,099リラであった。また、テレコムイタリアについては2,720リラ(分離前は4,617リラ)となっている。

Financial Times(7.14/18)他

COMMENT

TIMの加入者数は95年6月現在で270万(うちGSMは12万)で、ヨーロッパでは最大の移動体通信事業者が誕生したことになる。イタリアの移動体通信は前年比で70%以上の高い成長率を誇っているが、現在の普及率が4.8%とそれほど高くはないこと、本年末の第二GSM事業者オムニテル・プロントイタリアによる事業開始で競争が導入されることなどから、今後も継続的な高成長が見込まれている。株式上場の好調な滑り出しはこうした期待の現われと考えられ、本年後半に予定されているSTET株式の売却(IRI保有の61%)に際しての好材料となる。

(細谷 毅)

チェコ共和国

オランダPTT-スイスPTT連合、SPTプラハ株式を取得

■ 欧州電気通信業界最高値の14億5,000万ドルでSPTプラハの株式27%を取得。技術的支援を行うAT&Tも、間接的ながら進出を果たす。

6月28日、チェコ政府はSPTプラハの株式27%を売却する戦略的パートナーとしてTelsource(テルソース)^{注21}を選定した。テルソースの落札価格は14億5,000万ドルで、そのうち13億2,000万ドルは現金で、残りの1億3,000万ドルはサービス供与として支払われる。

また、今回の取得はSPTプラハの増資に伴うものとなるが、テルソースでは、チェコ政府の承認が得られればプラハ証券市場を通じて株式を購入、持株比率を高めたいとの意向

(注21)

テルソースの出資比率はオランダPTTが51%、スイスPTTが49%であるが、AT&Tがテルソースに対する技術的サポートを行う。



KDD RESEARCH



EUROPE

を明らかにしている。なお、テルソースは、SPTブラハのパートナーとして、今世紀末までに加入者回線普及率を現在の20%から40%に引き上げる責務を負う。

Financial Times(6.29)他

COMMENT

SPTブラハの好業績を背景に評価額は10億ドルと予測されていたが、結果的にはこれを大きく上回り欧州電気通信業界における最高値を記録した。今回の株式売却には、予備審査をクリアした5つのコンソーシアムが応札していた。いずれも欧州キャリアを中心としていたが、単独応札したSTETは、ハンガリーのMATAV民営化の時と同様に最高額を提示したものの失敗、テレデンマークも涙をのんだ。また、エールフランスとCSA(チェコ・スロバキアの航空会社)の提携失敗で苦汁をなめたチェコ政府は、フランス企業との提携に疑念を表明、フランステレコムにとってマイナス要因となった。また、ドイツテレコムはすでにハンガリーのMATAVに出資しており、同社を東欧における通信ハブとする意向を表明しているほか、ドイツの経済的影響力の増大が懸念されたこともあり、最終的にテルソースの落札に至っている。また、テルソースにはAT&Tが技術的な支援を行う。

1998年の電気通信完全自由化を控え、欧州では生き残りを賭けた通信事業者間の戦略的提携が活発化している。特に競争激化を睨み市場拡張を図る欧州キャリアにとって、将来的なEU加盟を目指す東欧諸国キャリアの株式取得は、潜在市場へのアクセスを獲得する絶好の機会となっている。また、1995～1996年にはEU加盟国における通信事業者の民営化が目白押しである。株式譲渡をはじめ、株式スワップによる提携樹立の動きも見られ、業界再編の動きは本格化の様相を呈してきた。主要キャリアを巡る動きでは、BTがこれまでの大陸進出戦略から一転してベルガコム株式取得に意欲を見せている。また、FT・DTの株式スワップに関しては、FT側で民営化の目処がたっておらず進捗は見られていない。

(青沼 真美)

欧州キャリアの民営化計画

	売却比率	売却額 (単位:億ドル)	売却方式	実施時期
テレコム・ポルトガル	28.3%	9.8	一般放出	1995.5月
SPTブラハ	27%	14.5	戦略的提携	1995.6月
MATAV(ハンガリー)	30%(93年12月) 40%	8.75 10	戦略的提携 一般放出	1995.3Q
テレフォニカ	12%	10	一般放出、既に68%は売却済み	1995.3Q
ベルガコム	25%	18	戦略的提携	1995.4Q
OTE(ギリシャ)	6～8%	5	一般放出	1995.4Q
STET(イタリア)	61%	70	一般放出、既に35%は売却済み	1996.1Q
KPN(オランダ)	30%(94年6月) 30%	44 40	一般放出 一般放出	1996.1-2Q
ドイツテレコム	49%	100	一般放出	1996.1-2Q
フランステレコム	1996年までの民営化を目指しているが、労働組合が強硬に反対しており、目処がたっていないのが現状である。			
スイスPTT		未定		1997年まで
テリア		未定		1997年まで

(KDD総研作成)

ポルトガル

ポルトガルテレコム、株式売却とその後

■ 特に外国投資家の買いが強く、政府は180万株の追加放出を決定。

政府は、本年6月に実施したポルトガルテレコムの株式売却によって1,470億エスクード(約870億円)の売却益を得た。ロンドン、ニューヨーク及びリスボンの株式市場で売却された株式は全部で5,320万株に上り、これは当初の予定より2%分多い28.3%分に相当する。なお、6月1日の売り出し価格は1株あたり2,800エスクード(約1,658円)で、一時3,010エスクード(1,782円)まで上がったが、8月11日には2,845エスクード(約1,685円)となっている。

また、ポルトガルテレコムは、現在海外キャリアとの戦略的提携を模索中であり、BTやFT・DT連合などが関心を示している。

Fintech Telecom Markets(6.8)他

COMMENT

提携にあたっては、(1)25~30%程度の同社株式の譲渡および(2)株式売却をせずに何れかのキャリアアライアンスグループに参加、という2つのオプションが考えられる。ただ、ポルトガルでは今秋に総選挙が予定されており、最終的な方針決定はその後を持ち越されることになる。

(青沼 真美)



新サービス
ご案内

KDD 総研の 情報提供サービス

欲しい情報を欲しいときに入手できる便利なサービスです。しかも、会員制ではありませんので、とても手軽で経済的です。

会社情報・市場情報・記事情報・技術トレンド等、的確でスピーディーに情報を入手して、ビジネスの効率化のためにお役立てください。

サービスメニュー

海外企業信用調査レポート入手
アニュアルレポート入手
オンラインデータベース検索
特定テーマ情報追跡サービス(SDI サービス)
海外文献取得・洋書購入 他



お問い合わせ先
(株)KDD 総研
TEL / 03-3347-7110
FAX / 03-3347-5464

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1995 August

発行日 1995年8月20日

発行人 景山 正

編集人 間瀬 敬

発行所 株式会社 KDD 総研

〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F

TEL: 03(3347)6926 FAX: 03(5381)7017

年間購読料 19,800円(消費税・送料込み、日本国内)

レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD UK Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,

London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-71-382-0001 Fax:44-71-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium

Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-514-5444

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD Hong Kong Ltd.

Room 2701, 27th Floor, East Tower, Bond Centre,

89 Queensway, Central, Hong Kong

Tel:852-525-6333 Fax:852-868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国 Seoul 特別市中区巡和洞 1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338